

自治体向けFAQ

【第9版】

平成27年6月17日

- ※ 本FAQは、自治体向けFAQ【第8版】にお示したものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。（セルの網掛け及び備考欄に記載）
- ※ なお、この他、「公定価格に関するFAQ」、「子育て支援員研修事業FAQ」、「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインQ&A」も作成しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

自治体向けFAQ【第9版】「目次」

- 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～
- 基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 認定・利用調整・・・・・・・・・・・・・・・・P6～
- 認可・確認・・・・・・・・・・・・・・・・P15～
- 利用定員・認可定員・・・・・・・・・・・・・・・・P20～
- 利用者負担額・・・・・・・・・・・・・・・・P25～
- 公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園・・・P42～
- 認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・P48～
- 地域型保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・P57～
- 一時預かり事業・預かり保育・・・・・・・・P63～
- 地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・P69～
- 財政支援・私学助成・就園奨励費・・・・・・・・P72～
- 教育標準時間認定子どもに係る
施設型給付費に係る経過措置等・・・・・・・・ P75～
- 会計基準・外部監査・・・・・・・・P77～
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・P82～

【事業計画】

No.	事項	問	答	備考
1	確保方策 (定員弾力化の取扱い)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、事業計画との関係はどうなりますか。施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認を受けない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている(「量の見込み」の算出のための手引き)が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。	
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。	
4	事業計画 (認定こども園移行特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子ども数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県計画(幼保連携型認定こども園については、政令市・中核市計画)において「上乗せする数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提になります。	
5	事業計画(認定こども園移行特例)	供給過剰地域における幼稚園、保育所からの認定こども園への移行特例の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。	制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られず、施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になります。	

6	事業計画 (計画と認可の関係)	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。 (例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。	
7	事業計画 (計画と認可の関係)	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。 ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。	
8	確保方策(認可を受けない幼稚園の取扱い)	確認を受けない幼稚園は事業計画上どのように取り扱うのですか。	量の見込みについては、「確認を受けない幼稚園」を利用する需要も含めて教育標準時間に係る量を見込みます。 また、確保方策については、確認を受けない幼稚園も施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、対象として含めます。	基本指針 Q&A Q 10再掲
9	確保方策(認可外保育施設の取扱い)	認可外保育施設を確保方策として計画に記載して良いのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度では、市町村が把握した「量の見込み」に対して、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」により対応することが基本となりますが、「待機児童加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであり、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事業」に加えて、一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能とします。 ※ベビーホテルのように、上記のような内容の支援を行っていない認可外保育施設は対象外とします。 (参考) 量の見込みの算出に当たっては、いわゆる「2号認定」「3号認定」は、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用等を含む。)を基本として定めるものであり(別表第二)、認可外保育施設を利用する子どものうち保育を必要とする子どもを含めます。 ※上記のような内容の支援を行っている認可外保育施設に限りません。	基本指針 Q&A Q 11再掲
10	確保方策 (国立大学附属幼稚園の取扱い)	国立大学附属幼稚園は事業計画においてどのように取り扱うのでしょうか。	国立大学附属幼稚園は、法律上、新制度の施設型給付の対象となることはできませんが、実質的には施設等での保育を必要としない満3歳以上の子どもの教育の受け皿となっていることから、事業計画に定める確保方策には対象として含めます。	

11	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、 ・策定しないという選択もありうる ・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としています。 ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付けることが必要です。
12	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。	行動計画の策定の仕方については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部(例えば「放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ)の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。
13	確保方策(公立の認可外保育施設の取扱い)	市が運営している認可外保育施設(へき地保育所と保育所型児童館など)は直営なので、確保方策に含めることができる「市町村が運営費支援を行っている認可外保育施設」には該当しないと考えられますが、確保方策に含めることは可能ですか。	「市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」については、当分の間、確保方策に含めることを可能とする取扱いとしています。その趣旨は市町村が当該施設の適正な運営に一定の責任を負っていると評価されることによるものです。したがって、市が直営している施設についても同様に評価し得ると考えられることから、含めることとして差し支えありません。
14	確保方策(定員を超過している私立幼稚園の取扱い)	定員を超過している私立幼稚園の取扱いにしたがって、認可定員を超える利用定員を設定する場合、事業計画に記載する確保方策としては、利用定員によるべきでしょうか、それとも認可定員や現在の実利用人員によるべきでしょうか。	事業計画の確保方策は、質の高い教育を提供可能な体制として、利用定員を計上していただくこととなります。なお、認可定員を超える利用定員は、実利用人員によっても認可基準を満たすことができることを前提に、例外的・暫定的に期限付で認められるものです。
15	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズに対する確保方策	幼児期の学校教育の利用希望が強い2号ニーズについては、1月に示された「作業の手引き」p64では、特定教育・保育施設の2号定員(保育所等)のみならず、1号定員(幼稚園等)についても確保方策とできる旨示されていますが、確認を受けない幼稚園の定員は確保方策とすることはできないのでしょうか。	確認を受けない幼稚園(国立大学附属幼稚園を含む)の定員(実員が定員を大きく下回る場合は実員)についても、特定教育・保育施設の1号定員と同じく、確保方策として取り扱うことができます。

16	広域利用による利用定員の確保	A市に所在する施設(定員70人)を、A市居住者50人、B市居住者20人が利用しています。新制度移行後は、施設の確認及び利用定員の設定はA市のみが行うこととなりますが、今後とも、B市居住者の枠として20人分を確保したいと考えています。その場合、利用定員の設定や利用調整の方法等について、どのようにすればよいのでしょうか。また、利用調整の結果、B市居住者が入所できなかった場合には、どちらの市が対応することになるのでしょうか。	A市とB市との間で十分に協議いただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。 ・A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく。 (なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市の子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。) ・複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。 なお、B市居住者の受入れが恒常的なものではない場合には、保護者から当該施設の利用申込みを受けた際に、その都度協議することが考えられます。その場合、必要に応じ、当該施設の利用定員を超えて受入れを行うことも可能です。 また、利用調整の結果、B市居住者が当該施設に入所できなかった場合には、B市において、その者の保育を確保するための措置を講じる必要があります。	
17	市町村計画が変更された場合の都道府県計画の取扱い	都道府県の事業計画は、市町村計画の積み上げになるとは思いますが、市町村計画の変更の都度、都道府県計画も変更しなければならないのですか(都道府県計画は都道府県議会の議決案件となっています)。	都道府県の事業支援計画については、市町村の事業計画と整合性が取れている必要があります。市町村の事業計画の「量の見込み」「確保方策」の数字を積み上げたものとするのが基本ですが、厳密に一致しなければならないものでもありません。市町村の事業計画の変更の内容が、都道府県全体の需給の見通しに大きな影響を与えるものでない限り、その都度変更しなければならないものではありません。計画期間の中間年を目安とする都道府県の事業支援計画の見直しの際に、一括して反映することも1つの方法と考えられます。	

【基準】

No.	事項	問	答	備考
1	基準条例 (地域型保育事業)	地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならないのでしょうか。	そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。	
2	基準条例 (地域型保育事業)	小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。	例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。	
3	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。	個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。	
4	基準条例 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。	支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。 このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るという基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。	
5	学則(園則)と運営 規程の関係	各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。	運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則(園則)で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、別途、運営規程を作成する必要はありません(学則(園則)に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則(園則)に追加する必要があります)。なお、学則(園則)は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要となります。	

【認定・利用調整】

No.	事項	問	答	備考
1	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とのことですが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	<p>教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合には、90日を基本的な有効期間として取り扱います。</p> <p>また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとします。</p> <p>(注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。</p>	自治体向けFAQ第3版において、3号認定の有効期間について「満3歳の誕生日まで」と記載しておりましたが、正しくは「3歳の誕生日の前々日まで」となります。
2	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	<p>就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。</p> <p>なお、「求職活動」、「育児休業取得時の継続利用」の事由について、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能です。</p>	
3	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	<p>保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とします。</p> <p>また、求職活動中であることの確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。</p> <p>なお、市町村が定めた期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にある場合には、認定時と同様にその状況を確認のうえ、再度認定することも可能です。</p>	

4	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、現在、48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	現在、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。	
5	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けています。	修正
6	保育の必要性認定	保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度施行の時点で在園している子どもに限り、保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が設けられていますが、制度施行時に、0～2歳のみ保育所や小規模保育事業等を利用している場合、当該園を卒園し、満3歳以降に別の園に移る場合でも、当該経過措置は適用されますか。	新制度施行時点で在園している子どもについて保育標準時間認定で差し支えないとする経過措置の趣旨は、当該子どもについて従前と同様の保育を受けられるようにするものです。こうした観点から、ご指摘のような異なる園に転園した場合についても、引き続き、経過措置の対象として差し支えありません。	
7	保育の必要性認定	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。	現行制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。	
8	子どもの親と別の市町村に居住する者が子どもを監護する場合の支給認定	親が子どもを養育できない場合で、当該親とは別の市町村に居住する祖父母がその子どもを預かって監護する場合、親と祖父母のどちらの市町村で支給認定を行うのでしょうか。	子ども・子育て支援法の保護者の定義は、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」となっているため、例の場合は、子どもを監護している祖父母が保護者となり、その居住地の市町村に対して支給認定の申請を行い、当該市町村が認定を行うこともできます。	
9	教育標準時間認定	私学助成に残る幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いでしょうか。	そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、認定することが必要です。なお、当該利用者が保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、私学助成の幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定(保育認定)を維持することが必要です。	
10	認定の基準日	認定時期は平成26年の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが平成27年4月には3歳になる場合、10月時点では3号で認定しておいて、平成27年4月にまた2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか。	認定の効力が発生する新制度施行の平成27年4月1日時点で満3歳に達している場合は、2号の認定をすることになります。	修正

11	認定の処理期間の基準日	1号認定の認定証の交付について、30日以内となっているが、施設で取りまとめて市に送ってくる場合、保護者が施設に提出した日から起算するのか、市役所に届いた日から起算するのでしょうか。	市町村が受理した日が起算日となります。	
12	3号から2号の認定証の切り替え時期	認定証を3号から2号に切り替える時期はいつになるのでしょうか。自治体の裁量で決めて良いのでしょうか。	満3歳に達する日の前日(誕生日の前々日)までの期間が認定証の期限となるので、実質的な弊害がないよう配慮した上で、新しい認定証の受け渡し時期は自治体の裁量にお任せいたします。 (注)年齢計算に関する法律により、「満3歳に達する日」は3歳の誕生日の前日となります。	
13	各種ひな形、様式	各種様式のひな型は今後、国から示してもらえるのでしょうか。(例:みなし確認、入所申し込み、認定証、利用者負担額決定通知、施設型給付(法定代理受領請求))	幼稚園及び認定こども園に係る施設型給付(法定代理受領請求)の様式については、平成27年3月10日都道府県説明会資料9別紙3でお示ししているのをご参照ください。支給認定証の記載事項は省令で規定していますが、利用者負担額決定通知その他の様式を国からお示する予定はありません。平成25年10月30日子ども・子育て支援制度説明会(システム関係)において、支給認定や確認に係る申請書(案)をお示しているのをご参照ください。	
14	日本に居住する外国籍の子どもの取扱い	日本国内に居住する外国籍の子どもも、新制度の対象となるのでしょうか。米軍基地内の子どもの場合はどうでしょうか。	日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め、新制度に基づく支援の対象となります。	
15	認定の有効期間	子ども・子育て支援法施行規則で、支給認定の有効期間について、例えば、2号の就労については「小学校就学の始期に達するまでの期間」と定められましたが、当初から3か月限定の就労と分かっているような場合には、認定の有効期間も3か月として問題ないでしょうか。	2号子どもに係る就労を事由とする場合の支給認定の有効期間は、小学校就学の始期に達するまでの期間とされています(法第21条、規則第8条第1項第2号)。あらかじめ就労の終期と、その後も保育の必要性の必要性の事由に該当しないことが明らかになっている場合に限り、就労の終期をもって1号認定に職権で変更することを、認定の条件として定めることも可能と考えられます。	
16	認定に係る処理期間を延期する場合の通知方法	支給認定は、認定申請のあった日から30日以内に行わなければならないとされていますが、「特別な理由がある場合」には、処理見込期間とその理由を通知し、延期することができることとされています。この「特別な理由」として、どのようなものが考えられますか。また、この「通知」はできる限り簡素に処理したいのですが、どのような方法が考えられますか。	申請に係る認定事務が特定の時期に集中し、審査に時間を要する場合などは、「特別な理由がある場合」に該当するものと考えられます。また、この場合の通知方法については、各市町村の判断により、以下のような方法とすることが考えられます。 ①当該申請を受理した際に、申請者に対し、一律に「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を通知する方法 ②申請に当たって、「次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、審査結果は〇月にお知らせする」旨を案内し、これに同意する保護者の意思を認定の申請に併せて書面により確認する方法	

17	2号認定を受けた子どもの幼稚園利用	2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。	新規に2号認定を受け、利用調整の結果、保育所等に入所できない場合(保育所等のみの利用を希望した場合、保育所等と幼稚園を併願した場合)又は既に2号認定を受けている場合(小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園等)には、特例施設型給付を受けて幼稚園を利用することが可能です。いずれの場合も、入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認し、希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられます。 なお、両親が共働きであるなど客観的には2号認定を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、1号認定を受けて幼稚園を利用することになります。 いずれの場合も、午後の預かりニーズについては、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することが想定されます。	
18	就労時間の変更に伴う認定区分の変更手続き	フルタイム就労で保育標準時間認定を受けていた人が10月からパートタイム就労となり保育短時間認定を希望してきた又はそうした事実が判明した場合、10月から職権で認定区分を変更するのでしょうか、あるいは、あくまで申請を原則とし、変更申請を受けた翌月からの変更とするのでしょうか。	支給認定は原則として保護者からの申請が必要となるため、事実が判明した時点で速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。(変更の事由が発生した日と変更申請日が異なる場合において、事由発生日に遡って変更認定を行うものではありません。) なお、正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、子ども・子育て支援法第24条により取消を行うことができます。	
19	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合の手続き	保育の必要性認定事由に変更が生じた場合や、保育を必要とする子どもとしての事由が無くなっていたことが分かった場合の認定の切替えや取消しなどの手続きは、どのように行うのでしょうか。	支給認定の変更は原則として保護者からの申請が必要となるため、速やかに変更申請を行うよう促す必要があります。もし正当な理由なく変更申請を行わない場合は、2号認定子ども、3号認定子ども共に子ども・子育て支援法第23条により支給認定の変更を行うことができます。なお、保育の必要性の認定事由に変更がある場合であっても同法施行規則第10条に該当しない場合は、変更を行う必要はありません。 また、保育を必要とする事由に該当しなくなっていた場合は、3号認定子どもであれば、法第24条により支給認定の取消しを行うこともできます。 なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条(同法施行令第3条)により2号認定子ども、3号認定子ども共に職権で支給認定の取消しを行うことが可能です。	
20	保育の必要性認定事由が無くなった場合の手続き	保育の支給認定を受けた者が、その当該認定事由が無くなった場合でも、市町村に対する届出義務はないのでしょうか。	保育認定されていた者が、当該認定事由が無くなった場合には、給付を行うことができないため、速やかに変更の申請を行うよう認定証にその旨を記載するなど、変更の申請を促す必要があります。 なお、市町村は、教育・保育給付に必要があるときには、必要な範囲で、保護者に報告等を求めることができ、保護者が、虚偽の報告等を行った場合については、子ども・子育て支援法第24条(同法施行令第3条)により2号認定子ども、3号認定子どもともに職権で取消を行うことが可能です。	

21	保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱い	<p>①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。</p> <p>②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時～午後5時)を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。</p> <p>③この他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。</p>	<p>保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。</p> <p>①一方で、ご指摘の例のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。</p> <p>②また、ご指摘の例のように、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと市町村が認める場合についても、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えます。(ただし、保育短時間認定に係る利用時間帯が利用者の就労実態を踏まえ、適切に設定されていることが前提です。)</p> <p>③この他、①②に当てはまらないケースであって、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認める場合、保育標準時間として認定しても差し支えありません。</p> <p>なお、就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると市町村が認める場合については①に該当するものとし、1か月の中で最も早い就労開始時刻と最も遅い就労終了時刻の差が8時間以内の場合であっても、通勤時間等を含めた場合、その差が8時間以上となると市町村が認める場合については③に該当するものと取り扱って差し支えありません。</p>	
22	保育時間の設定	保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6～7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1～2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。	<p>①質の高い教育・保育を提供する観点や施設・事業の人員体制確保の観点</p> <p>②自治体向けFAQ【認定・利用調整】No.21にもお示ししているような認定事務の取扱い</p> <p>により、保育短時間認定に係る利用可能時間帯の設定は1施設1時間帯で定めることが基本と考えられます。</p> <p>ただし、上記の①及び②を踏まえた上で、施設・事業者が複数の時間帯を設けるべきと判断する場合は、例外的に、当該施設・事業者が、複数の時間帯を設定することも可能です。</p>	事業者向けFAQ【保育所に関すること】Q9再掲
23	広域利用の受け入れ義務	受け入れ制限(同市の居住者のみ受け入れ)をしている公立施設は、新制度では必ず広域化が必要ですか。	必須ではありませんが、広域入所をどの程度見込むかなど周辺自治体との連絡・調整のうえ、検討する必要があるものと考えます。	

24	広域利用における利用調整	広域利用の際に、複数の市町村間で入所の優先度の判断が異なる場合、どのように対応すべきでしょうか。また、入所できなかった場合、広域入所の依頼元と依頼先、どちらの市町村があっせん等の調整を行うことになるのでしょうか。	広域利用における調整については、市町村間でよく協議の上、対応して下さい。また、広域入所できなかった場合については、依頼元、すなわち給付の実施主体である居住地市町村で対応いただくことが基本になります。
25	保育短時間認定の下限が異なる自治体間での広域利用等の取扱い	転出・転入予定の場合や広域利用の場合、保育認定を行った居住地の市町村と実際に広域利用する施設が所在する市町村とで保育短時間の下限が違うことにより、居住地の市町村(または転出前の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当するが、利用する施設が所在する市町村(または転入先の市町村)では保育認定が受けられる要件に該当しない場合の取扱いはどうなるのでしょうか(例えば、下限48時間で短時間認定を受けた人が、下限を64時間としている自治体の施設を広域で利用することはできるのでしょうか)。	転出・転入の場合、転入先の市区町村の認定基準により再度認定を受けることとなります。また、広域利用の場合、保育認定の下限時間について、各市町村ごとに経過措置を設けることにしているなど、市町村ごとに認定の取り扱いが異なる場合がありますが、保育認定は保護者の居住地の市町村がその市町村の基準で行うことになるため、受け入れ先市町村と異なる基準で保育認定を受けた子どもであっても、利用調整を経た上で、関係市町村間で協議が整えば、広域利用することは可能です。
26	広域利用の条件	保育所の広域利用について、現在は保護者の勤務先や祖父母の住所が市外であることや里帰り出産の場合であることなどの条件を付していますが、新制度下でもその取扱いを継続することは可能ですか。	2号認定子ども、3号認定子どもの保育所や認定こども園の利用については、居住地の市町村が利用調整を行うこととなりますが、これらの施設の広域利用については、市町村間で協議の上、対応されるものであり、施設所在の市町村が自市町村外の子どもを受け入れる義務を負っているものではありません。したがって、施設所在の市町村が、広域利用について、お尋ねのような条件を付することも可能です。なお、これまでの広域利用の実態を踏まえ、子ども(保護者)の居住地の市町村においては、当該保護者が広域利用を希望する場合には、個々の事情に応じ、保護者の理解を得られるよう適切に対応することが求められます。
27	利用調整の処分性	2号認定子ども及び3号認定子どもの利用調整に関し、市町村との契約である保育所とは異なり、直接契約である認定こども園や地域型保育については、利用調整の結果がストレートに入所を決定するものではなく、一種の行政指導と考えられることから、必ずしも不服申立ての対象となる行政処分とは言えないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。	直接契約の施設であっても、利用調整の結果は事実上入所の可否を左右するものであり、処分性があると考えられます。
28	優先利用の事項	国の通知において、保育所等の入所に係る利用調整に当たっての優先利用の対象となる事項として、ひとり親家庭など8つの項目が例示されましたが、この8つの項目は、全て優先利用の対象事項としなければならないのでしょうか。自治体の判断により、優先利用の対象事項としないことも可能ですか。	優先利用に関する運用面の詳細については、各市町村の判断により実施していただくこととなりますが、今回、お示した8つの優先事項については、国としては、基本的には対象事項として配慮していただきたいと考えています。なお、ひとり親家庭や、被虐待児童については、別途、法律等により配慮が求められている点に留意が必要です。

29	利用調整における在園児の取扱い	新制度の施行に伴い、保育認定対象児童については、現に保育所や認定こども園に入所している児童も含め、利用調整の対象になるのでしょうか。利用調整の結果、保育の必要性がより高い入所希望の児童を入所させるため、退園を求められる可能性はあるのでしょうか。 認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合における当該在園児についてはどうでしょうか。	現に保育所や認定こども園に入所している児童についても、市町村において改めて保育認定を行う必要がありますが、保育認定を受けた在園児については、在園を保障することが適当です。 また、認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合における当該在園児についても、保育認定を受けた場合は継続利用に配慮することが望ましいと考えます。	第5版 No.33と統合
30	法施行前の利用調整の根拠	保育の利用調整業務は改正児童福祉法に根拠をもつ行為であり、子ども・子育て支援法附則12条の準備行為(支給認定やあっせん・要請)は適用されないと理解しています。 そのため、以下の点を考慮すると、利用調整業務に係る準備行為について、法的根拠が必要と思われるので、法的根拠を教えてください。 ・新年度向けの利用調整結果通知は、1月又は2月等の実際日付(4月1日付けではなく)で発出することが妥当と考えられること。 ・利用調整結果通知は、待機(保留)を伝える処分でもあるため、不服申立の対象となることが想定され、法令等の裏付けが求められること。 ※平成26年5月16日付け新制度施行準備室事務連絡において、児童福祉法施行令の内容として「準備行為」との記載があるが、ここに含まれる想定か。	平成26年12月19日公布「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を修正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第404号)」第3条において、事前の準備行為を行うことができることとしています。	修正
31	認定こども園に係る利用調整	認定こども園を利用している1号認定の子どもが、保護者の就労等の事由により2号認定への変更を申し出た場合の取り扱いについて、同施設の利用を希望する2号認定の利用希望者と同等に取り扱うのでしょうか、若しくは、継続して利用するために優先的に変更する取扱いとなるのでしょうか。	認定こども園を利用する1号認定の子どもについて、2号認定への区分の変更があった場合には、市町村の利用調整を経ることになりますが、市町村の判断により優先的に継続利用させることは可能です。なお、利用定員について、認定こども園の全体定員の範囲内での1号と2号間での柔軟な取り扱いを可能としています。	
32	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の取扱い	妊娠・出産を理由に保育認定をする場合の産前・産後の期間についての具体的な目安はありますか。例えば、つわりがひどい場合など妊娠初期のケースも認められますか。また、産後6か月くらいまで認めることも可能ですか。	子ども・子育て支援法施行規則(以下「規則」という。)第1条第1項第2号においては、「妊娠中か出産後間がないこと」と定めています。そのため、妊娠初期のケースであっても、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断されれば保育認定することは可能と考えます。他方、産後については、認定証の有効期間を「出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日」と定めていますので、この期間を原則としつつ、保護者の個別の状況により、この期間を超えるケースについても必要に応じ、保育認定することは可能と考えます。 例)9月30日が出産日から起算して8週間を経過する日にあたる場合、10月末日が有効期限となります。	

33	育児休業期間中の慣らし保育期間の認定事由	育児休業期間中に行う慣らし保育の期間の認定事由は、「就労」で良いのでしょうか。	現行の取扱いと同様に、育児休業終了前の慣らし保育の期間を含め、「就労」事由として支給認定を行っていただいて差し支えありません。
34	認定こども園に直接申し込みがあった場合の応諾義務との関係	市町村の利用調整の結果、別の園に利用決定となった保護者が、直接、認定こども園に申し込んできた場合や、市町村に申し込まずに直接、認定こども園に申し込んできた場合、入園を断っても応諾義務違反には問われないと考えてよいですか。	保育認定の対象となる2号・3号認定子どもについては、直接契約施設である認定こども園を利用する場合を含め、全て市町村による利用調整を経て、利用先の施設・事業が決定される仕組みとなっていますので、ご指摘のようなケースにおいて、認定こども園が入園を断っても応諾義務違反を問われることはありませんが、保護者の方に市町村に申し込みや相談をしていただくようご案内することが望まれます。
35	経過措置期間及び経過措置対象者の弟妹の取扱い	保育短時間認定の要件に該当する子どもについては、新制度の施行の時点で在園している子どもに限り、市町村が必要と認める場合には保育標準時間認定として差し支えないとする経過措置が認められていますが、当該経過措置の適用を受ける子どもの弟妹が入園する場合の認定の取扱いはどうすべきでしょうか。	本経過措置は、現に在園している児童に限って新制度への切り替えによる不利益変更が生じることのないよう保育標準時間認定とすることを可能とするものであり、新制度施行後において新たに入園する当該経過措置の適用を受ける児童の弟妹については、原則どおり保育短時間認定とするのが基本と考えますが、家庭の事情等を踏まえ、必要な範囲において、市町村の判断により保育標準時間認定とすることを妨げるものではありません。
36	就学猶予・免除者の認定	学校教育法第18条の規定により、小学校の就学義務を猶予又は免除された児童が幼稚園を利用する場合、1号認定を受け、施設型給付の対象となることは可能でしょうか。	可能です。なお、ご指摘の児童は、幼稚園就園奨励費においても対象となっています。
37	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの保育の必要性認定	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもについても、保育認定を受ける必要はありますか。また、保育認定を受けることができない程度の短時間勤務従業員の子どもの従業員枠を利用することは可能でしょうか。	市町村によって認可・確認を受けた事業所内保育事業については、従業員枠で利用する場合であっても、保育認定を受ける必要があります。また、従業員枠を利用していた子どもが、事由変更などにより1号認定に切り替わるなどした場合には基本的には利用ができませんが、保護者の希望により3歳以降も継続して利用しており、当該子どもが次年度に小学校への就学を控えているなど、当該児童の環境の変化に留意する必要がある場合には、特例地域型保育給付の対象として、1号認定を受けた従業員の子どもの受け入れることは可能です。また、保育認定を受けない3歳未満の子どもについては、基本的に受け入れることはできません。(ただし、定員に余裕がある場合に私的契約児として受け入れることを禁止するものではありません。この場合は、地域型保育給付の対象とはなりません。)

38	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの保育の必要性認定	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの場合の、保育認定の手続きについて教えてください。	事業所内保育事業の従業員枠の利用を希望する従業員等については、事業所内保育事業所において申請書等を取りまとめた上で、事業者から各従業員の居住する市町村に提出することが基本となります。 詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
39	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもの利用調整	事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもも、利用調整の対象となるのでしょうか。	事業所内保育事業における従業員枠を利用する子どもについては、従業員等のための福利厚生等の観点から設置されるものであることから、他の保育所等と同様の利用調整は行わず、従業員枠の利用を希望する保育認定を受けた従業員等に対しては、当該事業所内保育事業所が利用者を選定することとしています。 なお、従業員枠の定員を超える利用申し込みがあった場合には、事業所内保育事業者において、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第39条の趣旨を踏まえ、利用者の選考を行っていただくことになります。 詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
40	月途中の認定変更	「保育必要量や認定区分が月途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用する」とのことですが、実際の利用の取扱いはどうすべきでしょうか。変更前の認定区分による利用でよいでしょうか。それとも、変更後の認定区分による利用とすべきでしょうか。	給付は月単位で行うことが原則となりますが、教育・保育の提供は実際の認定区分により対応することになるため、変更後の認定区分による利用となります。	

【認可・確認】

No.	事項	問	答	備考
1	幼保連携型認定こども園のみなし認可	認定こども園法一部改正法附則第3条第1項のみなし認可について、地方公共団体が設置者である場合は適用されないのでしょうか。	地方公共団体が幼保連携型認定こども園を設置する場合、都道府県知事の認可は必要ありません。都道府県知事に届出をすることとなります(認定こども園法第16条)。このため、のみなし認可の規定は適用されませんが、既存施設については、上記のとおり、都道府県知事に届出をすることとなります。 ※指定都市・中核市が設置する場合、認定こども園法第16条の届出は不要ですが、都道府県知事への情報提供が必要となります(認定こども園法第18条第3項)。	
2	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の名称の変更の登記	のみなし認可を受けて幼保連携型認定こども園を設置することになった学校法人が、その設置する私立学校の名称変更の登記を行う際、所轄庁による学校法人の寄附行為の認可に係る認可書等の添付は必要となりますか。	学校法人が幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けたことによる私立学校の名称変更については、所轄庁の認可事項ではなく、届出事項となっています。よって登記手続についても、認可書等の添付は不要となっており、その旨法務局に周知されています。	追加
3	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為の変更	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような寄附行為の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなるのでしょうか。	学校法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた際の寄附行為の変更手続については、「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う寄附行為変更の取扱いについて」(平成27年3月3日付事務連絡)でお示しておりますので、ご参照ください。	
4	幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の定款の変更	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた場合に、どのような定款の変更手続が必要ですか。また、既存幼稚園、既存保育所から移行する場合は、どうなりますか。	社会福祉法人が新幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けた際の定款の変更手続については、①目的、②名称、③社会福祉事業の種類、④公益事業を行う場合には、その種類の変更の事項の変更については、所轄庁への届出で差し支えありませんが、それ以外の事項を変更する際には、所轄庁による定款変更の認可が必要となります。 詳しくは、「幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款変更の取扱いについて」(平成27年3月31日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長通知)でお示しておりますので、ご参照ください。 また、社会福祉法人が既存幼稚園、既存保育所から新幼保連携型認定こども園に移行した場合については、新設の場合と同じく認可の手続きが必要となります。	修正
5	新制度に係る学校法人の寄附行為の取扱い(幼保連携型認定こども園以外)	学校法人が幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合や、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)及び地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等)を実施する場合、寄附行為の変更は必要となるのでしょうか。	学校法人が幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合、制度上、当該認定こども園を構成する幼稚園との一体的な運営が行われていることから、「付随事業」と位置付けることが適当です。 また、学校法人が地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業を実施する場合も、当該学校法人の行う教育事業と密接な関連性を有すると考えられるため、これらの事業を「付随事業」として位置づけることができます。 なお、保育機能施設を設置する場合は、文部科学大臣所轄学校法人が認可保育所を設置する際の取扱いと同様に、適切な法人運営を確保する観点から、小規模施設等を除いては、保育機能施設の設置を寄附行為に記載することが望ましいと考えます。	事業者向けFAQ【その他】Q2再掲

6	都道府県立院内保育の認可	都道府県立病院が実施している院内保育について、地域型保育事業の認可を受けようとする場合、都道府県が市町村に認可申請することになるのでしょうか。	いわゆる院内保育については、事業所内保育事業として実施することが想定され、その場合、都道府県から委託を受けた事業者や共済組合は、市町村長の認可を受ける必要があります。 (なお、都道府県が事業所内保育事業を含む地域型保育事業を直接実施することはできません。)	
7	事業所内保育施設の認可申請者	事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者へ委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。	事業所内保育事業は、児童福祉法上、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定されています。前者の場合は事業主が設置主体として認可を受ける(その上で運営を委託することも可能)ことになり、後者の場合は委託先の事業者が認可を受けることとなります。 その場合には、認可を受けた者が児童福祉法や子ども・子育て支援法等の遵守義務等を負うことになるため、どのような運営形態で事業を実施するかについては、保育事業への関与の度合い等を踏まえて、事業主と委託先の事業者との間で決定してください。	
8	待機児童がいない場合における地域型保育事業の認可	地域型保育事業の認可について、待機児童がいない場合でも設置者から申し出があり、認可基準を満たしていれば認可することはできますか。	待機児童がいない場合であっても、市町村の実情等に応じ、認可権者である市町村の判断により認可することが可能です。	
9	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設が設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。が、本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努めることが必要です。	自治体向けFAQ【地域型保育事業】 No.13再掲
10	確認(確認の期限)	確認の期限はありますか。	一定期限に区切って更新するという仕組みではなく、確認の期限はありません。	
11	確認(確認の効力)	各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。	施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、市区町村域を超えた広域利用が想定される事業所内保育事業の従業員枠の取扱いを参考に、確認を行うことが効率的です。(平成26年12月25日付府政共生第1208号・雇児発1225号第9号「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」3参照) また、事業所内保育事業所の従業員枠の取扱いのように、複数の市町村間の調整が必要となる場合については、都道府県が積極的な役割を果たすことが望ましいと考えられます。 詳しくは、上記通知をご覧ください。	

12	事業所内保育事業の広域利用の利用定員	事業所内保育事業者の確認について、広域利用がある場合には、事業所が所在している市町村及び利用者の居住している市町村は確認の際、どのように利用定員を設定することになりますか。	事業所内保育事業の提供において、広域利用が見込まれる場合、事業者は、まずは事業所が所在している市町村(A)に確認の申請を行います。Aは当該事業所内保育事業の施設全体の利用定員及びその内訳としての地域枠、従業員枠の利用定員の設定を行います。 同様に、従業員等の居住地市町村(B)も、確認を行う必要がありますが、その定員は原則設定しない(0人として設定する)取扱いとします。なお、Bの確認にあたっては、自治体向けFAQ【認可・確認】No.11にあるとおり、簡素な手続きで行うことも可能です。詳しくは、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運営上の取扱いについて(通知)」(平成26年12月25日付通知)をご確認ください。	
13	確認(利用定員設定の際の手続き)	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいで差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議は不要。	自治体向けFAQ【利用定員・認可定員】No.8再掲
14	みなし確認を受けない別段の申し出	子ども・子育て支援法施行規則第4条には「別段の申出」について、「申請書」を提出すると規定されていますが、これは行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するのでしょうか。(該当するとすれば、応答義務が発生することとなる。)	行政手続法上の「申請」は、行政庁の処分を求める行為とされています。子ども・子育て支援法の「別段の申出」については、これに応答すべき行政庁の処分は想定されておらず、行政手続法上の「申請」に当たりません。 (参考1)子ども・子育て支援法施行規則(抜粋) 附則第4条 法附則第7条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申請書を当該申出に係る認定こども園、幼稚園又は保育所の所在地を管轄する市町村長に提出して行うものとする。 (参考2)行政手続法(抜粋) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。	
15	幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認	市町村が確認を行う際、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園の確認はどのように行えば良いでしょうか。	確認は認可が適正に行われていることを前提として行うものであり、改めて設置認可と同様の認可基準に基づく審査は不要です。なお、幼稚園設置基準施行前に設置された幼稚園については、現在でも特例として幼稚園設置基準の本則に定められる基準を満たすことは求められていませんが、この取扱いを継続することも可能です。当該幼稚園の設置の経緯を確認することが必要な場合は、認可権者に確認してください。	

16	認可施設・事業者に対する確認	認可された施設や事業について、市町村の判断により公的給付の対象となる確認を行わないことはできますか。	施設や事業者から確認の申請があった場合には、都道府県や市町村による認可を前提として、市町村は必ず確認を行う必要があります。なお、確認後、当該施設・事業者が子ども・子育て支援法第40条又は第52条に定める確認の取消事由等に該当することになった場合については、確認の取り消し等を行うことができます。
17	家庭的保育事業のみなし確認	家庭的保育について、現在、市町村が実施している家庭的保育は、法施行時にみなし確認されるとされていますが、確認される対象は、自治体でしょうか、個別の保育ママでしょうか。また、法施行後においても市町村が保育ママに委託して実施する枠組みの場合は、保育ママ(特に個人)を地域型保育事業として認可することは不要と考えてよいでしょうか。また、市町村直接実施でも、国費等の負担がなされると理解してよいでしょうか。	みなし確認は市町村が実施する家庭的保育事業が対象となり、市町村以外の者が実施することになる家庭的保育事業については対象となりません。(子ども・子育て支援法附則第8条) なお、新制度施行後も引き続き市町村が委託して実施する場合は、みなし確認の対象となり、また、市町村が事業者となるため、認可については不要となります。また、地域型保育事業については、公立・私立を問わず国庫負担の対象となります(公立・私立:国1/2、都道府県 1/4、市区町村1/4)ので、市町村が直接実施する場合であっても、委託して実施する場合であっても、いずれも国庫負担の対象となります。
18	運営規程	運営規程はいつまでに整備しなければならないのでしょうか。市町村に対する確認申請の際には内容を確定させておかなければならないのでしょうか。	保護者が利用申込みを行う際に運営規程が整備されていることまでは求められませんが、教育・保育の提供の開始に当たり、申込みを行った保護者に対し、運営規程の概要等を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る必要があります(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第5条)。また、確認を受ける際には、運営規程に規定すべき内容が確定できない場合がありますことから、市町村へ提出する申請書は、案として提示し、内容が確定した段階で速やかに差し替える等の柔軟な運用が可能であり、その旨を地方自治体にもお示ししているところです。
19	運営規程の変更に関する届出	運営規程に変更があったときは、市町村長へ届出することとなっていますが、軽微な変更であっても届出が必要でしょうか。	運営規程の変更はすべて届出が必要となりますが、教育・保育の提供内容に大きな影響を与えない程度の軽微な内容の変更の届出については、少なくとも年に1度更新していただくことを基本に、他の重要な変更の際に併せて行うなど柔軟に取り扱っても差し支えありません。
20	幼保連携型認定こども園の財産所有要件	幼稚園や保育所では、長期間使用できる保証がある等の一定の要件を満たせば、園地、園舎等について、自己所有ではなく借用でも可とされていますが、幼保連携型認定こども園でも同様でしょうか。	幼保連携型認定こども園についても、これまでの学校法人や社会福祉法人における取扱いを踏まえ、園地、園舎等の借用を可能とすることとしています。詳しくは、平成26年12月18日付「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について(通知)」をご参照ください。

21	<p>幼保連携型認定こども園、保育所の設置の認可に係る合議制の機関からの意見聴取</p>	<p>幼保連携型認定こども園の設置の認可をしようとする際、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていますが、この合議制の機関において、どのような内容を審議すればよいのでしょうか。</p> <p>また、整備法により改正された児童福祉法では、保育所の設置の認可をしようとする際は、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされていますが、ここではどのような内容を審議すればよいのでしょうか。</p>	<p>私立幼保連携型認定こども園の設置の認可をする際には、条例により設置された審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなっています。この合議制の機関において審議する内容は、法令上特段定められておらず、各認可権者のご判断で決めていただくこととなります(例えば、私立幼稚園の設置の認可の際に意見を聴くこととされている私立学校審議会や私立保育所の設置の認可の際に意見を聴くこととされている児童福祉審議会における運営方法を参考とすることも考えられます)。</p> <p>なお、みなし認可を受ける場合には合議制の機関の意見を聴くことは不要であり、また、新設の場合には準備行為として改正認定こども園法の施行前に意見を聴くことが可能です。</p>
22	<p>合議制の機関で意見聴取が必要な事項</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の関係で、教育・保育施設の認可や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見聴取が必要な事項にはどのようなものがありますか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設となる幼保連携型認定こども園や幼稚園、保育所の設置等の認可の際や、施設型給付費等の支給に係る施設・事業としての確認などを行う際に、法律上、審議会その他の合議制の機関で意見を聴くことが必要な事項があります。</p> <p>各審議会等における意見聴取が必要な主な事項は以下のとおりです。</p> <p>○認定こども園法に基づく合議制の機関(同法第25条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼保連携型認定こども園の設置、廃止、休止、設置者変更の認可(同法第17条第1項) ・幼保連携型認定こども園の事業の停止、閉鎖の命令(同法第21条第1項) ・私立幼保連携型認定こども園の認可の取消し(同法第22条第1項) <p>○私立学校審議会(私立学校法第9条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園の設置、廃止、設置者変更、収容定員に係る学則の変更(学校教育法第4条第1項、学校教育法施行令第23条第1項第11号) ・私立幼稚園の閉鎖命令(学校教育法第13条第1項) ・学校法人の寄附行為の認可(私立学校法第31条第1項)等 <p>○児童福祉審議会(整備法による改正後の児童福祉法第8条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所の設置の認可(同法第35条第4項) ・私立地域型保育事業の認可(同法第34条の15第2項) ・児童福祉施設の停止(同法第46条第1項第4号) <p>○子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関(同法第77条)</p> <p><市町村に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認に係る利用定員の設定(同法第31条第1項、第43条第1項) ・市町村子ども・子育て支援事業計画の作成、変更(同法第61条第1項) <p><都道府県に置かれるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成、変更(同法第62条第1項)
23	<p>小規模保育</p>	<p>従来の定員60人未満の小規模保育所の設置認可等の取扱いに変更はありますか。</p>	<p>新制度においては、保育所は定員20人以上で認可を行えることとし、「保育所の設置認可等について」の改正(平成26年12月12日付雇児発1212第5号)により明確化したところであり、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第296号厚生省児童家庭局長通知)及び『「小規模保育所の設置認可等について」の取扱いについて』(平成12年3月30日付児保第11号厚生省児童家庭局保育課長通知)は、廃止することとしています。</p>

【利用定員・認可定員】

No.	事項	問	答	備考
1	事業計画 (定員弾力化)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体向けFAQ【事業計画】 No.1再掲
2	利用定員を上回る受け入れ	認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。	可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要です。	
3	定員超過の場合の施設型給付の取扱い	定員を超えて受け入れをしていますが、施設型給付費は支払われるのでしょうか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中で利用希望者の増加等により利用定員を超えて受け入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受け入れをしている場合(連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、【利用定員・認可定員】No.4をご参照ください。 ※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。 また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。	・公定価格 FAQ No.16 再掲 ・事業者向けFAQ【利用定員・認可定員に関すること】Q2再掲
4	定員超過の場合の減額調整	定員超過が連続する過去2年度間継続する場合には、公定価格の減額調整が行われるとのことですが、この2年間はいつの時点からカウントされるのでしょうか。	いずれの施設においても「連続する2年度間」の起算点は、制度施行の平成27年度から又は施行後確認を受けた時点からとなります。(よって、減算措置が適用されるのは、早いところで平成29年度からとなります。) ただし、現行の都道府県の私学助成における減額の仕組み等による対応との整合性等を踏まえ、都道府県の判断により、現在既に認可定員を超過している私立幼稚園に対しては、施行当初から又は施行後確認を受けた時から減算を適用することも可能な取り扱いとしています。 ※平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び平成27年3月31日付通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」をご参照ください。	・追記 ・公定価格 FAQ No. No.17再掲 ・事業者向けFAQ【利用定員・認可定員に関すること】Q.3再掲

5	私立幼稚園の定員超過の場合の取扱い	定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取扱われるのですか。	認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」においてお示ししたので、同資料をご確認ください。	
6	利用定員の設定方法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めるとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。	
7	需要を上回る利用定員の設定	利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が利用見込総数(需要)を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。	新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方を定めていただく必要があり、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。	
8	利用定員設定の際の手続き	確認対象施設の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	確認対象施設の利用定員については、あくまで個々の施設の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議をする必要がありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし確認対象施設については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねています。 ※地域型保育事業については、都道府県知事への協議は不要。	自治体向けFAQ【認可・確認】No.13再掲

9	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることで引き下げることも可能です。 その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	
10	利用定員の変更	利用定員の弾力化が恒常的に行われる場合など、利用定員の見直しが必要な場合、1号、2号、3号(0歳、1・2歳)の各区分の利用定員を見直しの対象として指導していくこととなるのでしょうか。1号と2・3号の2区分の利用定員を見直すのでしょうか。	それぞれの定員設定の区分ごとにそれぞれ利用児童数に応じた利用定員を設定することが基本ですが、とりわけ、施設型給付費等の単価設定を適正なものとする観点から、1号と2・3号の2区分での適正化を図る必要があります。	追加
11	利用定員変更の際の 手続き	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合にも、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。	確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が利用定員を増加・減少させる場合は都道府県知事への協議が必要となります。また、定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。 なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くことは義務付けられていません。	
12	減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%以上の分だけでしょか、全体にかかるとのでしょうか。 (例: 認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3号は合計の定員) ※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっており、これが2年間連続で120%以上の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%未満の児童も含め)することになります。(この場合は、1号の公定価格は、利用定員を超過しておらず、減算しません。)	公定価格 FAQ No. No.84再掲
13	認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い	認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。	保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。 特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、一定の範囲内であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いとすることにより、認定こども園の継続利用を可能とする方針です。	

14	最低利用定員	利用定員の最低数はどのような取扱いとなっていますか。	施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所、認定こども園については、地域型保育事業との区分を踏まえ、最低利用定員を20人以上としています。 地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上としています。	
15	利用定員の区分 (年齢・保育必要量)	利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。	1号定員および2号定員については3～5歳、3号定員については0歳と1～2歳の区分により設定することを基本としていますが、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。 また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としていますが、年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。	
16	利用定員の設定区分	利用定員の設定は、満年齢ベースで設定する必要がありますか。例えば満3歳児は、満3歳児の利用定員を設定しなければならないのか、年度中に満3歳に到達する2歳児クラスの利用定員を設定するという方法でも差し支えありませんか。	1号認定子どもにおいては、2歳児クラスの利用定員を設定することが出来ないの、当該年度内に満3歳児の利用定員については、3歳児の定員に合わせていただくことが法体系上は整合的ですが、各自治体において、需要に見合った確保方策が適切に講じられるのであれば、自治体の判断により、ご指摘の方法によることとして差し支えありません。	
17	認可定員を超過している幼稚園の減算の考え方	認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料2の取扱い(A～C)以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。	平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会では、認可定員を超過した私立幼稚園への対応案を示したところですが、もとより国としての一定の標準的な考え方を示したいいわゆる参酌基準的なものであり、従来の私学助成の運用や他の私学助成に残る園に対する指導との関係や地域の事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱っていただけて構いません(平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」の3ページ参照)。また本案の趣旨は、新制度の施設型給付費は法律上個人給付であり、市町村から法的に有効な確認を受けている限り、当該園に通園する子どもに対する給付は行わざるを得ない制度であることを前提として、これまでの私学助成における厳しい減額措置等との整合性を図る観点から設けた仕組みです。 したがって、私立幼稚園が認可定員を遵守することが原則であるとの考えは何ら変わるものではなく、説明会で対応案を示したことで、認定定員を超過した受入れが一定の要件のもと認められ得るものと考えているものではなく、その旨、誤解のないよう、引き続き私学行政の適正な実施をお願いします。 なお、当該対応案は、「認可定員を超過している私立幼稚園への対応」を示すものであり、私立保育所については、原則通り、認可定員の範囲内での利用定員設定しかできず、また、利用定員を超えた受入れについては、認可基準を下回らないことを前提に、市町村がやむを得ないと判断する場合に可能です。	修正

18	定員を超過する申込みがあった場合の選考	幼稚園、認定こども園の1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。	<p>選考基準としては、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考(書類、面接等の方法に制限はない。)のほか、例えば以下のような一定の場合に優先的に受け入れる選考も考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在園児・卒園児の弟妹である場合 ・連携施設である地域型保育施設の卒園者である場合 ・当該法人が経営する保育所に在園していた場合 ・前年度の抽選で落選し補欠登録している場合 ・施設所在地市町村に在住する場合 ・保護者が卒園者である場合 <p style="text-align: right;">など</p> <p>選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要があります。</p> <p>選考方法は運営規程にも定める必要がありますが、保護者に明示する際に運営規程の形式で示さなければならないものではなく、募集要項などで選考方法を示すことも可能です(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条4項及び第20条7号)。</p>	
19	既設認定こども園の利用定員の設定	既設認定こども園について、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数(認定こども園法第4条第1項第3号・第4号)と異なる利用定員を定めることは可能ですか。	既設認定こども園については、都道府県に届出をしている保育が必要な3歳未満の子どもの数、保育が必要な3歳以上の子どもの数、保育を必要としない3歳以上の子どもの数と、3号認定区分、2号認定区分、1号認定区分の利用定員をそれぞれ一致させなければならない訳ではありません。利用定員の設定に当たっては、設置者の意向を十分に考慮しつつ、実際の実利用人員の状況及び今後の利用の見込み等を踏まえて、市町村が適切にそれぞれの区分ごとの利用定員を定めてください。なお、それぞれの区分ごとの利用定員が都道府県に届出をしている数を超える場合には、原則として、認定こども園法第29条第1項(現行認定こども園法では第7条第1項)の変更の届出が必要です(軽微な変更として都道府県知事が定める範囲内の変更となる場合であって、幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴わないときは不要です)。	

【利用者負担額】

No.	事項	問	答	備考
1	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	<p>入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。</p> <p>また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「特定負担額(上乘せ徴収)」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担(基本負担額)及び特定負担額(上乘せ徴収)とは重複のないように設定する必要があります。</p> <p>新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、</p> <p>①教育・保育の対価としての性質 ②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質</p> <p>の大きく2つに分けられると考えます。(なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。)</p> <p>このうち①については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、特定負担額の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。</p> <p>特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。</p> <p>上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乘せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時</p>	

2			<p>期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p> <p>また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額(基本負担額・特定負担額)と重複することとなる分については、特定負担額として新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺する、基本負担額から減算する等の対応をとることが適当と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。ただし、就園奨励費の対象となっていた経費の一部を返還する対応とする場合には、国庫返納等の手続きが必要となる場合があります。</p> <p>こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。</p> <p>なお、学則(園則)における保育料(基本負担額)、上乗せ徴収(特定負担額)や実費徴収の記載については、自治体向けFAQ【利用者負担額】(or事業者向けFAQ【利用者負担額に関すること])をご参照ください。</p>	
3	幼稚園・幼保連携型認定こども園の学則(園則)の取扱い	幼稚園の学則(園則)や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料(基本負担額)や上乗せ徴収(特定負担額)、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。	<p>保育料(基本負担額)及び上乗せ徴収(特定負担額)については、幼稚園については学則(園則)の記載事項を定めている学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項第7号に、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第16条第6号に該当するため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、保育料(基本負担額)については、具体の金額を記載する必要はなく、例えば、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収(特定負担額)については、これまでの各種納付金と同様に、具体の金額・費目と月額・年額・入園時等の別を記載することが考えられます(例:施設整備費(年額) 〇〇〇円、研修充実費(年額) 〇〇〇円)。実費徴収については、学則(園則)に記載する必要はありません(各園の判断により、記載することも可能です)。</p> <p>なお、経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額(〇〇〇円以上の階層区分に該当する場合は〇〇〇円)」というように、上限となる額を明記してください。</p>	

4	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>	
5	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園(認定こども園を含む。以下同じ。)については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。</p>	
6	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。また、公立施設の利用者負担額の規定方法としては、公の施設の使用料として設定することとされていますが、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、具体的にはどのように規定すれば良いのでしょうか。	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p> <p>公立施設の利用者負担額の規定方法としては、法体系上は公定価格の額を基に使用料として定め、その弁済に、給付費の法定代理受領及び保護者負担を充てることが整合的です。</p> <p>一方で、介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により定めてください。</p>	

7	広域利用	広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。(公立保育所については利用者施設(=市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということがよろしいでしょうか。)	お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額になります。(例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)
8	広域利用	私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はどうなりますか。	広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。
9	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する教育・保育を提供するに当たって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。
10	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	利用者負担額は認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達したことにより、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用します。
11	多子軽減	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いとは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講ずることとしています。 具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。 また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。

12	多子軽減のカウントの仕方	保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は1号認定を受けて利用し、下の子は3号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。	多子軽減のカウントについては、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合であれ、支給認定区分が異なる場合であれ、1号認定子どもの利用者負担については小3以下の範囲で第何子かをカウントし、2号・3号認定子どもの利用者負担については就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。 したがって、例えば、第1子が中1、第2子が小2、第3子が幼稚園の年長、第4子が保育所の2歳児だとした場合、第3子は小3以下の範囲で数えて第2子になるので半額、第4子は就学前以下で数えて第2子になるので半額になります。 また、例えば、第1子が小2、第2子が認定こども園の1号利用、第3子が認定こども園の3号利用の場合、第2子は小3以下で数えて第2子になるので半額、第3子は就学前以下の範囲で数えて第2子になるので半額になります。	
13	多子軽減のカウント対象児	第1子が小学校2年生、第2子が5歳児で未就園、第3子が幼稚園児の場合、第3子の1号認定子どもの利用者負担額は第3子として無償になるのでしょうか。	多子軽減の対象カウントの対象については、小学校就学前の子どもについては、就園又は事業を利用していることが必要です。したがって、お尋ねのケースの場合、第2子はカウント対象外となるため、第3子は、第2子の扱いとなり、半額となります。	
14	多子軽減のカウント対象児	1号認定子どもに係る利用者負担の多子軽減については、年少から小学校3年生までの範囲内の子どもの数で判断することとなりますが、就学猶予のため本来の就学年齢としては小学校4年生以上に該当する場合であっても、小学校3年生以下であれば、同様にこの範囲内の子どもに含まれることとなりますか。	幼稚園就園奨励費補助においては、就学猶予等により本来の就学年齢が小学校4年生以上である兄・姉が小学校1～3年生として就学している場合は、多子軽減のカウント対象外としてきましたが、 本年度より当該ケースについても多子軽減のカウント対象となります 。また、新制度の1号認定子どもに係る利用者負担の多子軽減の取扱いにおいても同様の取扱い となります 。	修正
15	多子軽減のカウント対象施設	新制度における多子軽減のカウント対象施設はどうなりますか。	新制度における多子軽減のカウント対象施設は、子ども・子育て支援法施行令に規定しており、 従来の 幼稚園就園奨励費、保育所運営費におけるカウント対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部又は児童発達支援及び医療型児童発達支援)に加えて、新制度においては、地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)をカウント対象と しています 。	・修正 ・事業者向けFAQ【利用者負担に関すること】Q4再掲

16	多子軽減	市町村が定める利用者負担額が、国が政令で定める上限額より低額である場合でも、第2子の利用者負担額は、市町村が定める利用者負担額の半額に設定する必要があるでしょうか。	利用者負担額の上限額については、子ども・子育て支援法施行令に規定していますが、多子軽減に係る規定についても盛り込んでいます。 市町村が多子軽減に係る利用者負担額を定める際は、公立・私立を問わず、市町村が定める利用者負担額が国が定める上限額の半額以下であれば、第2子の利用者負担額が市の定める利用者負担額の半額でなくとも差し支えありません。なお、その場合、半額とならない理由について、住民に十分に周知をすることが必要と考えられます。	修正
17	多子軽減とひとり親世帯等の減額の要件が重複した場合	利用者負担について、ひとり親世帯等は1,000円を減額するケースで、かつ、第2子の多子軽減が重複適用される場合、利用者負担が半額とされた後に1,000円減額されるのでしょうか、あるいは、1,000円減額された後に半額とされるのでしょうか。	ひとり親世帯等の減免と多子軽減の関係については、例の場合、1,000円を減額した後に第2子の利用者負担額を半額にすることになります。	
18	特例給付の多子軽減の取扱い	特例給付を受ける子どもの多子軽減のカウントの仕方はどうなりますか。	特例給付を受けている場合であっても、利用する施設にかかわらず、支給認定区分に応じてカウントします。つまり、1号認定子どもの利用者負担については小3以下の範囲で第何子かをカウントし、2号・3号認定子どもの利用者負担については就学前の範囲で第何子かをカウントすることになります。	事業者向けFAQ【利用者負担に関すること】Q5再掲
19	入退所による日割り計算方法	月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。	月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することになっています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定子ども又は幼稚園から特別利用教育の提供を受ける保育認定子どもの場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (上記以外の子どもの場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日	

20	保育必要量、認定区分が途中で変更した場合の利用者負担	保育必要量や認定区分が途中で変更した場合、利用者負担は途中で変更となり日割りとなるのでしょうか、それとも翌月からの変更となるのでしょうか。	保育必要量や認定区分が途中で変更した場合の利用者負担については、翌月から変更後の利用者負担を適用することになります。	
21	保育必要量、認定区分が途中で変更した場合の利用者負担	月途中の支給認定区分の変更(2号→1号、3号→1号)により、利用者負担額が下がる場合であっても、利用者負担額は翌月から適用となるのでしょうか。当該月の利用者負担額の差額は、保護者が負担しなければならないのでしょうか。	月途中の認定変更(転園以外)の場合、国の給付額の精算基準としては月を単位として翌月からの適用となります。 なお、市町村の判断で、当該月の利用者負担額を日割りとするは妨げませんが、国の精算基準としては月単位での精算となります。 詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日付通知)第2をご参照ください。	修正
22	入園式・始業式前の利用者負担額	幼稚園・認定こども園において教育を受ける場合、入園式や始業式が4月1日より後に行われ、その後から通園を始めますが、4月における1号認定子どもの施設型給付費及び利用者負担額は日割りにする必要がありますか。	公定価格は、年間を通して必要となる経費として設定していることから、入園式や始業式が月途中にあったとしても、施設型給付費及び利用者負担額を日割りにする必要はありません。施設型給付費は、基本的には、入園式又は始業式時点の在園児が4月1日時点で在籍していたものとして算定することになります。卒園式が月途中にあった場合も同様です。	追加
23	遡及適用	税の更正がされた場合、最大5年前まで税額の修正ができますが、その場合、利用者負担額も過去に遡って変更するのでしょうか。	現行の取扱いを踏まえ、国の給付額の精算基準としては、利用者負担額の根拠となる税の更正が分かった翌月から、更正された税額による利用者負担額を適用し、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、更正後の利用者負担額を当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。	
24	保育料の特別徴収	市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、現行と同様に児童手当から特別徴収することができますか。	私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。 公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。	
25	徴収事務	市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定するということになるのでしょうか。	実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。	
26	階層区分	利用者負担の階層区分は現行の利用者負担の水準を基本にしているとのことですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。	夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)	

27	階層区分	保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないでしょうか。	新制度においても、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認めた場合は、直近の年収等を基に利用者負担額の変更を可能としています。なお、その際の国・都道府県の施設型給付費等負担対象額については、現行の保育所の取扱いに倣い、公定価格から①災害等による場合には市町村が定めた額を、②失業等による場合には市町村が定めた額に係る階層区分の上限額を控除した額となります。	修正
28	階層区分	利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、現行制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いはどうなりますか。	利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法や簡便な再計算を行うのではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができます。	
29	階層区分	利用者負担の階層区分の決定について、年少扶養控除等の廃止に係る影響については再計算しない取扱いを原則としつつ、市町村の判断により経過措置を設けることも可能とのことですが、経過措置を適用した場合、給付費に係る国との精算は、経過措置適用により算定される給付費が基準となると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、給付額は、経過措置適用後の階層区分に基づく利用者負担額(国基準額)に基づき、精算することとなります。	
30	階層区分	年少扶養控除を加味して利用者負担額を算定する取扱いについて、今後の新規利用者についても同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。	新規利用者は本経過措置の対象にはなりませんが、市町村の判断で新規利用者も年少扶養控除を加味して利用者負担額を設定することを妨げるものではありません。ただし、その場合の国庫負担金の精算は、年少扶養控除適用前の階層区分に基づく利用者負担額に基づき、行うこととなります。	

31	階層区分	<p>年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除に係る利用者負担の経過措置を適用している場合、給付費に係る国との精算は経過措置適用後の階層区分に基づいて行うとのことですが、その際の利用者負担額表は、経過措置を適用しない場合と同じものとなるのでしょうか。</p>	<p>経過措置の対象となる者(施行前に既に入園している者)に係る給付費の国との精算に当たっては、現在の就園奨励費及び保育所運営費において講じている取扱いをそれぞれ踏襲することにしており、具体的には経過措置の対象者に係る利用者負担の所得階層区分に用いる税額(市町村民税所得割課税額)を以下のとおり変更して精算することになります。</p> <p><1号認定> ※別添資料1「簡便な調整方式(第2方式)による調整後の基準額算出方法」もご参照ください。 第3階層 34,500円に①、②の合計を加えた額以下 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 第4階層 171,600円に③、④の合計を加えた額以下 ③16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ④16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円</p> <p>※市町村において扶養控除見直し前の市町村民税所得割課税額(以下「見直し前課税額」)をより精緻に算出できる場合は、見直し前課税額を下記の金額で判定 第3階層 34,500円以下 第4階層 171,600円以下</p> <p><2・3号認定> <table border="1" data-bbox="1115 751 1749 959"> <thead> <tr> <th></th> <th>経過措置適用後の税額</th> <th>経過措置適用前の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3階層</td> <td>6,000円未満</td> <td>(48,600円未満)</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>53,900円未満</td> <td>(97,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>129,200円未満</td> <td>(169,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第6階層</td> <td>261,100円未満</td> <td>(301,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第7階層</td> <td>357,400円未満</td> <td>(397,000円未満)</td> </tr> <tr> <td>第8階層</td> <td>357,400円以上</td> <td>(397,000円以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2・3号認定に係る経過措置適用後の税額の算定にあたっては、平成23年7月15日雇児発0715第1号「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」でお示している「旧税額計算シート」を参考にすることも考えられます。</p> </p>		経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額	第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)	第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)	第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)	第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)	第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)	第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)
	経過措置適用後の税額	経過措置適用前の税額																						
第3階層	6,000円未満	(48,600円未満)																						
第4階層	53,900円未満	(97,000円未満)																						
第5階層	129,200円未満	(169,000円未満)																						
第6階層	261,100円未満	(301,000円未満)																						
第7階層	357,400円未満	(397,000円未満)																						
第8階層	357,400円以上	(397,000円以上)																						

32	階層区分	「利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行う」とありますが、現行、保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いとしています。新制度においては、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。	税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させないこととします。	
33	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。	保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えます。具体的には、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とします。	
34	階層区分	支給認定保護者の利用者負担額(区分)を決定するために必要な税情報や書類の提出がない場合や、さらに調査への協力が得られない場合に、自治体の判断で、適当と認められる利用者負担額(区分)を決定してよいでしょうか。	自治体における利用者負担額(区分)の決定は、国庫負担額の決定にも関係するものであり、公正に行っていただく必要があります。利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該支給認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当と考えます。さらに、当該支給認定保護者の協力が得られないことにより、その他の資料等による調査・推定も困難である場合には、市町村の判断により、支給認定保護者の協力が得られるまでの間、最も高い階層区分により決定し、書類等の提出がなされた後に、遡及して利用者負担を適用することなどが考えられます。	
35	階層区分	保護者が海外で勤務し、住民票が日本にない状態から帰国した場合の利用者負担の算出方法はどのようになるのでしょうか。	利用者負担の上限額等については、子ども・子育て支援法施行令において、賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者については、市町村民税非課税世帯から除く旨を規定しています。これは、前年度海外居住者には市町村民税の課税がされないことで、自動的に市町村民税非課税世帯に位置づけられてしまうことを避けるためですが、実際の利用者負担額の算出にあたっては、所得を推定できる資料等により、課税相当額を推計するなどして、市町村民税非課税世帯を含む全階層区分のうちいずれかの区分に当てはめることとなります。	修正

36	児童養護施設等に 入所する子どもの利 用者負担	児童養護施設等(里親、児童養護施設、児童自立施設、情緒障 害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム)に入所する子ども については、誰を保護者とし、また、利用者負担はどのように設定 すれば良いでしょうか。	支給認定保護者については、 ・児童養護施設等の入所施設 → 施設長 ・小規模住居型児童養育事業 → 小規模住居型児童養育 事業を行う者(養育者) ・里親 → 里親 と整理しています。 利用者負担については、 ①1号認定子どもについては、 ・「児童養護施設等」、「小規模住居型児童養育事業」及び「養育里親」につい て、市町村民税非課税世帯に位置づけます。 (ただし、その分は措置費が支給される。) ・「養子縁組里親」及び「親族里親」については、従来どおり保護者の所得に応 じて階層決定を行います。 (ただし、その分は措置費が支給される。) ②2・3号認定子どもについては、 里親について、被保護者世帯と同様、利用者負担額を0円とする。 と整理しています。	修正
37	利用者負担の切り 替え時期	利用者負担の切り替え時期はいつになりますか。	利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直 近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り 替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9 月とします(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定す る)。	
38	公定価格との関係	公定価格の水準は、27~29年度は各年度において変わり得ると のことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年 変わるのですか。	利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過 程を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者 負担額の水準を変更させることは考えていません。	

39	給食費の徴収方法	1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いでしょうか。	1号認定子どもの公定価格には給食材料費が含まれておらず、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となります。また、人件費の不足分は特定負担額(上乗せ徴収)として徴収することが可能です。実際に費用徴収を行う際には、対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能です。 なお、市町村が定める利用者負担額とは別に、実費徴収等を徴収するか否かは施設の判断であり、給食に係る費用や特定負担額の費用徴収を行わないことも可能です。	
40	私立施設の徴収根拠・位置づけ	私立施設の利用者負担の徴収根拠は何で規定されているのでしょうか。また、私立施設の利用者負担額は、規則で定めることは可能ですか。	私立保育所の利用者負担の徴収根拠は、子ども・子育て支援法附則第6条4項に規定があり、それ以外の私立施設については、施設と保護者との直接契約になるため法で特段の規定はしていません。 また、私立施設の利用者負担額については、第27条3項の規定により、政令で定める額を限度として、世帯の所得の状況等を勘案して市町村が定めることとなっており、規則で定めることも可能です。	
41	時効	現行制度の保育料の時効は5年ですが、時効の考え方については、子ども・子育て支援法第78条により、子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効は2年とあります。新制度の公立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、私立施設の保育料の時効は何年になりますか。また、その根拠は何処になりますか。	公立施設の利用者負担については、地方自治法第225条及び第228条に基づき条例で使用料として徴収根拠を定めていただくことから、地方自治法第236条に基づき時効は5年間となります。 また、私立保育所に関しては、子ども・子育て支援法附則第6条4項の規定により、市町村長が徴収をすることから、上記と同様に時効は5年間となります。私立保育所以外の私立施設については、私債権として時効は2年間となります。 なお、子ども・子育て支援法第78条に規定する徴収金を徴収する権利に、利用者負担を徴収する権利は含まれていません。	
42	特例給付の利用者負担額	2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようなのでしょうか。	利用者負担、公定価格ともに、1号認定子どもに係る額と同額となります。	

43	入園料	入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。	既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるものではなく、施設と保護者との民民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。 新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との民民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。	
44	利用者負担額の減免	現行制度で行われている、ひとり親世帯等への保育料の軽減・減免については、新制度でも継続するのでしょうか。その場合、保育所以外の施設を利用した場合の利用者負担額も減免するのでしょうか。 また、幼稚園での減免はありますか。	現在、保育所運営費において行われているひとり親世帯等への軽減措置については、新制度においても、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施することとしています。 ※平成26年7月31日子ども・子育て会議資料参照。	
45	延長保育の利用料	延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることとなります。	

46	入園受入準備費	「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。	入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。	
47	入園に係る事務手続き手数料	入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収することは認められますか。	市町村が利用調整を行う保育認定(2号・3号)の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。	
48	上乗せ徴収を行う場合の手続き	上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。	特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収(上乗せ徴収)を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。	
49	上乗せ徴収、実費徴収の水準	上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求められることができる金額の上限はありますか。	具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や(文書による)同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。	
50	特定負担額や実費徴収に係る領収書	施設・事業者が特定負担額(上乗せ徴収)や実費徴収の支払いを受けた場合の領収書は紙で用意する必要がありますでしょうか。	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第5項により、領収書の交付が必要ですが、銀行等での振込による支払を可能としている場合は振込時に発行される明細書、保護者の指定した口座からの引き落としにより支払いを受けることとしている場合は通帳の記載等をもって領収書に代えることも可能と考えられます。あらかじめ保護者に取扱いを説明しておくとともに、希望する保護者には紙での領収書を発行することが求められます。	
51	通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付き、2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。	公定価格 FAQ No.87 再掲

52	利用者負担算定の根拠	利用者負担算定の根拠となる市町村民税額は誰の所得を見ていくこととなるのでしょうか。例えば両親に課税がある場合、両方の金額を合算していくのか、両親の他に同居親族である祖父母に収入がある場合、祖父母の課税額もみていくことになるのでしょうか。	従来の保育所運営費や幼稚園就園奨励費における取り扱いを踏襲しており、基本的には父母それぞれの課税額の合計で階層判定を行います。父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の保護者(家計の主宰者)の課税額を含めて階層認定を行うことになります。	修正
53	利用者負担の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期が毎年9月とされていますが、各市町村の判断によりこれとは異なる時期に切り替える運用は認められますか。	利用者負担額は、施設型給付及び地域型保育給付に係る国と地方の費用負担の精算の基準になるものであることから、全国統一で運用することを想定しています。	
54	私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第4・第5階層のみならず、第2・第3階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。	私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置の適用を受ける園における具体的な利用者負担額については、現在の保育料等の水準を勘案して各施設が定めることとしており、ご指摘のような設定も可能と考えます。ただし、私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定は、あくまでも経過措置であり、施行後5年で見直しを行うこととしており、施行後5年経過時点で市町村の定める基本負担額に合わせるよう努めることが基本となることに十分留意した運用としていただくことが必要と考えます。	
55	市町村が低い利用者負担額を設定した場合の園収入	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、幼稚園は、収入が減少するのでしょうか。なんらかの補てんはあるのでしょうか。	市町村が国基準よりも低い利用者負担額を定めた場合、国基準額と市町村が定めた利用者負担額との差額は市町村が負担することになりますので、幼稚園が市町村から支払われる施設型給付と、幼稚園が保護者から徴収する利用者負担額の総合計額が減少することはありません。	
56	利用者負担額の上限	1号認定の場合でも、特に大規模園など、利用者負担額が公定価格を上回る可能性があると思われます。仮に利用者負担額の上限を給付単価限度にするとしても、公定価格の中には、3月にしかつかない加算もあり、毎月利用者負担額の上限が変わるとい運用はできないのではないのでしょうか。	利用者負担の給付単価限度は、一部の加算部分を含めたものとなります。給付単価限度の詳細は、別添資料2「給付単価限度算定項目」をご参照ください。ただし、ご指摘の3月限定の加算については、給付単価限度の算定上、除くこととしています。なお、1号認定子どもの利用者負担の給付単価限度の対象となる月額単価は、地方単独費用部分も含めた、国基準に基づき算定された公定価格全体とすることになります。	別添資料2の修正版を添付
57	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になることですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。	自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.10再掲

58	消費税の取扱い	子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。	「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」として非課税となります。
59	領収書の印紙税の取扱い	利用者負担額の支払いを受けた場合、領収書を交付することになっていますが、その際、印紙税は課税されるのでしょうか。	印紙税の取扱いは、従前の保育料等の取扱いと同様、学校法人、社会福祉法人等の公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的としない法人が作成する文書は非課税となります。新制度になることで取扱いが変わるものではありません。
60	利用者負担の強制徴収	公立保育所の保育料の徴収根拠が条例になることにより、今後は、強制徴収ができなくなるのでしょうか。	保育所(保育所型認定こども園を含む)及び幼保連携型認定こども園の保育料については、一定の要件に該当する場合、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、公立施設を含め、強制徴収を行うことが可能です。なお、公立幼稚園の保育料については、強制徴収を行うことはできません。
61	教育標準時間認定の子どもの夏季休業中などにおける利用者負担等の取扱い	<p>以下のような場合に、施設型給付や利用者負担はどのような扱いになりますか。</p> <p>①教育標準時間認定の子どもの夏季休業中 ②母親の里帰り出産等による帰省中に当初の施設・事業所と異なる施設・事業所を利用する場合 ③病気等で長期にわたって欠席する場合</p>	<p>新制度においては、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設・事業(以下「特定教育・保育施設等」という。)の「利用」につき給付費と利用者負担が発生します。欠席・退園等の形式は各施設・事業所により運用実態が異なるため、継続的役務提供契約としての実質に照らして利用関係の有無を判断することとなります。具体的には、</p> <p>①公定価格は基本的に年間の必要経費を月額に算定しているものであり、教育標準時間の子どもに係る休業期間中も通常の「利用」に当たり、給付費(給食、通園送迎等の加算項目も含む。)及び利用者負担が生じます。なお、保護者との関係で、8月分の利用者負担を8月に徴収せず、例えば7月や9月にまとめて徴収したり、8月以外の各月に平準化して徴収することは妨げられません。</p> <p>なお、各月に平準化した場合で、年度途中で転居等により転園・退園することとなった場合については、平準化して徴収した(9月以降の転園・退園の場合は未徴収となっている)長期休業期間に係る利用者負担について保護者に対して返還(保護者から未徴収分の徴収)を行うことが必要です。</p> <p>②里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場合で、当初の特定教育保育施設等を退所(園)しているのであれば、当該他の特定教育保育施設等について広域利用(又は転園)として給付費及び利用者負担が発生します。なお、この保育利用者が転園後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。また、当初の特定教育保育施設等を何らかの理由で退所(園)していない場合は二重在籍はできませんので、一時預かり事業等での対応となることが想定され、その利用料が別途発生します。</p> <p>③短期間の一時的な欠席については、通常は「利用」に当たり、給付費と利用者負担が発生します。他方、長期間にわたる継続的な欠席については「利用」に当たらないため、退所(園)により給付費と利用者負担は発生しないと考えられます。なお、この保育利用者が病気等から復帰した場合、事由により、市町村の判断で、当初利用していた特定教育保育施設につき優先的に利用調整していただくことも可能です。</p>

62	休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできませんか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	<p>新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、利用料を徴収することはできません。</p> <p>なお、保護者のいずれもが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。</p> <p>また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。</p> <p>なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。</p>	<p>・追加 ・公定価格 FAQ No.98 再掲</p>
63	休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日(例:店の定休日である火曜日が週休日)に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	<p>保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合には、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。</p>	<p>・追加 ・公定価格 FAQ No.99 再掲</p>

【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】

No.	事項	問	答	備考
1	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。 市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。 なお、消費税収等による質の改善に伴う所要額に係る地方財政措置への反映については、公立施設は基本的にすべて新制度に入ることを前提として設定する方向で関係省庁と相談していきます。また、こうした考え方は公立保育所についても同様です。	
2	確認	公立施設の場合、確認の申請や法令に定める書類の提出等は必要ですか。手続を省略することはできますか。	公立施設の場合であっても、法令に定める確認の手続きは必要ですが、法令に反しない範囲で、各市町村の判断で手続を簡素化することは可能です。 なお、新制度施行時においては、みなし確認の対象となるため、確認の申請ではなく、一定の書類を施行日までに提出するものとされています。	
3	公立施設の施設型給付の額	公立幼稚園や公立保育所を設置する市町村は、公立幼稚園や公立保育所に係る施設型給付の額を定めることとなりますが、私立幼稚園や私立保育所と同じにしなければならないのでしょうか。	公立幼稚園や公立保育所の施設型給付額については、最終的には、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村が定めることとなりますが、国の公定価格の基準、各施設での現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。 なお、新制度における公立施設の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」に伴う所要額や、財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。	
4	3年保育	現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。	公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。	
5	就園奨励費の取扱い	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、就園奨励費補助金(国庫補助)の対象外となります。	

6	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	自治体向けFAQ【一時預かり事業】No.4再掲
7	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額(階層区分)	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額は、どのように設定すれば良いですか。	公立の幼稚園や保育所の利用者負担額については、現行の徴収額、公立施設の役割、意義、幼保・公私間のバランス、激変緩和の必要性等を考慮の上、最終的には市町村が判断すべきものです。設定に当たり、必ずしも国が定める所得階層区分ごとの区分とする必要はありませんが、国が定める上限は公私共通の基準となるため、それぞれの階層区分ごとに、国の定める基準の範囲内で設定されていることが必要になります。	
8	広域利用に係る条例制定	公立施設を他市町村の住民に利用させようとする場合に、設置条例の改正の必要はありますか。	公立施設の設置条例等において、当該施設の利用対象者を住民に限ることとする規定を定めている場合には、他の市町村の住民の利用を可能とするためには、当該規定の改正が必要です。 なお、このような規定を定めておらず、当該公立施設が、自己の住民に限定せず他の市町村の住民にも利用させることを想定して本来の目的として設置されたものである場合は、個々の利用に当たって、地方自治法第244条の3第2項に基づく市区町村間の協議は必要ないと考えられます。	
9	公立施設の広域利用	現行では、私立保育所のみならず、他市町村の公立保育所であっても、当市と当該公立保育所の設置市町村との間で委託契約を締結するとともに、利用者負担額は当市において徴収しています。 新制度では、他市町村の公立保育所であっても直接契約とするよう変更されており、したがって、当市の設定する利用者負担額を、当該公立保育所の設置市町村が徴収することになるとの理解で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。	追加
10	公立施設の広域利用の場合の利用者負担額の定め	公立施設を広域利用する場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額になるとのことですが、公立施設を他市町村の住民に利用させる場合、当該利用に係る利用者負担額は、施設所在の市町村において、議会の議決を経て定める必要はないのでしょうか。	公立施設の広域利用も含め、子ども・子育て支援新制度における利用者負担は保護者の居住地の市町村が定める仕組みであり(子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び第28条第2項)、広域利用する住民に係る利用者負担額を施設所在市町村の条例で定める必要はありません。	自治体向けFAQ【利用者負担額】No.57再掲

11	広域利用の利用者負担額	公立施設の広域利用の場合、他の市町村に居住する者の利用者負担額について、条例でどのように規定すればよいのでしょうか。	自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.8のとおり、他の市町村に居住する者の利用者負担の額そのものを、施設所在市町村が条例で定める必要はありません。また、条例の具体的な内容については、各市町村のご判断で決めていただくことですが、広域利用時の徴収根拠として条例に規定する場合、例えば、広域利用の場合は居住市町村の定める利用者負担額とする旨を規定することなどが考えられます。	
12	広域利用の給付費に係る財政措置	公立保育所がないA市の子どもa子がB市の公立保育所b園を利用する場合の、a子の保護者に対する、A市からの給付費の支払いについてはA市に交付税措置されていないことから、当該給付費に対しては国からの財政措置がなされるのでしょうか。	従来より、左記の広域利用の場合は、A市に交付税措置を行っているところであり、新制度においてもA市に交付税措置がされるよう調整しています。	修正
13	延長保育の保育料	公立保育所で延長保育事業を実施する場合についても条例で利用者負担の徴収根拠を定める必要がありますか。	公の施設の使用料徴収について、条例の根拠が必要とする地方自治法の解釈の問題となります。公立保育所と異なり、延長保育事業については、今回の制度改正で法的位置付けは変わっていないので、既に各自治体において整理済みの問題と考えます。	
14	公立幼保連携型認定こども園に係る事務への教育委員会の関与	都道府県の教育委員会は、これまで公立幼稚園の設置廃止等の届出に係る事務を所管していましたが、公立幼保連携型認定こども園に係る事務には、何らの関与もしなくてはよいのでしょうか。	市町村立幼保連携型認定こども園の設置・廃止等は、都道府県教育委員会ではなく、都道府県知事に届け出ることとなっています。なお、各都道府県の判断により、地方自治法の規定に基づき、首長部局の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任又は補助執行させることも可能です。 また、整備法により改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、公立の幼保連携型認定こども園に関する事務は、教育委員会ではなく、首長部局の所管とされています。ただし、幼保連携型認定こども園を設置する市町村においては、教育課程に関する基本的事項の策定や職員の人事など、教育委員会の事務と密接な関連を有するものとして市町村の規則で定める事務を実施するに当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないなど、一定の関与が義務付けられています。また、首長部局からも、公立・私立問わず、幼保連携型認定こども園に関する事務について、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について、助言・援助を求めることが出来ることとされています。	
15	公立幼保連携型認定こども園における保育教諭	改正認定こども園法第14条においては、「幼保連携型認定こども園には…保育教諭を置かなければならない」と規定されていますが、この規定を踏まえ、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、どのような対応が必要となりますか。	改正認定こども園法第14条の規定の趣旨は、公立の幼保連携型認定こども園には、保育教諭という職を配置しなければならないとするものであり、保育教諭としての任命を受けずに、事実上、保育教諭が行うべき業務を行う者を配置したことをもって、この規定の趣旨を満たすことにはなりません。 このため、幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体においては、保育教諭を任命するために必要と判断される措置(例：当該地方公共団体における職員の職務又は処遇等について定める条例又は規則等において、保育教諭に関する規定を整備すること等)を行った上で、保育教諭となるための要件を満たす者を保育教諭に任命することが必要です。	

16	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修計画	保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び10年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。その内容や方法については、国が方針やモデル等を示す予定はあるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対しては、都道府県知事又は政令指定都市の長が、新規採用教員研修及び10年経験者研修を実施することとされています。しかしながら、従来、公立幼稚園の教諭に対する研修は教育委員会が実施しており、教育委員会は、教諭に対する研修の実施に当たっての専門的知見を有していると考えられることから、都道府県知事又は政令指定都市の長が保育教諭に対する研修を実施するに当たっては、教育委員会との連携・協力を十分に図ることが望ましいと考えます。なお、各都道府県の判断により、首長部局の事務の全部又は一部を、教育委員会に委任・補助執行することも可能です。 新規採用者研修は、教育公務員特例法において、採用した日から起算して1年に満たない者に対して行うこととされていますが、ここでいう採用とは、教員でない者が教員となることを指すものであることから、保育所などの児童福祉施設における保育士としての勤務経験があっても、新たに保育教諭となった場合には、「採用」に当たることとなり、研修の対象となります。また、5年間の経過措置として保育士の資格のみ有する保育教諭についても対象となります。さらに、現在の保育教諭としての担当が3歳未満児であっても、該当者は研修の対象となります。ただし、研修の実施者において、保育士としての勤務経験を有する者については、その点を考慮した研修の内容・方法が望ましいと考えます。また、当該研修により、園の運営や子どもの教育・保育に支障が出ることはないよう配慮すべきと考えます。 保育教諭に対する研修の内容等については、幼稚園教諭に対する研修と同様、実施者において、ご判断いただくこととなりますが、文部科学省においては、これらの企画・立案の参考となるような、研修に関する情報の一元的提供を随時ホームページにて行うとともに、今後、保育教諭の研修カリキュラムの在り方について、検討してまいります。	
17	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の研修カリキュラム	公立幼保連携型認定こども園の保育教諭向けの研修のカリキュラムの在り方についてはいつごろ示されるのでしょうか。幼稚園教諭の研修と大きくは変わらない内容となると考えてよいでしょうか。	文部科学省において、保育教諭向けの研修を行う際の参考とするためのガイドブックを、4月以降速やかにお示しする方向で検討を進めています。なお、本ガイドブックについては、あくまでも参考例としてお示しすることを考えております。	

18	<p>公立施設の公定価格の定め方</p>	<p>私立の幼稚園・保育所・認定こども園の施設型給付については、国が示す公定価格に基づくこととなっていますが、公立施設の施設型給付は何を基準として定めればよいのでしょうか。</p>	<p>内閣総理大臣が定める基準としての公立施設に係る公定価格については、平成27年2月5日の子ども・子育て会議において、「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」とされたところです。</p> <p>この設定に当たっては、最終的には、各市町村が、公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに定めていただくこととなります。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額は、別添資料3「子ども・子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」P5参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられます。</p> <p>その際、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること ・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること ・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる） ・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること ・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること <p>等に留意が必要です。</p> <p>なお、市町村が実施する地域型保育事業に係る公定価格については内閣総理大臣が定める公定価格によることになるため、市町村が定める必要はありません。</p>	修正
----	----------------------	--	---	----

19	公立施設の予算計上	公立施設の予算について、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、どのような予算計上の方法をとれば良いでしょうか。	<p>新制度における公立施設に係る市町村の予算の計上に当たっては、現行同様、①公立施設の職員の人件費・管理費・事業費を歳出予算に計上することに加えて、②個人に対する給付費を歳出予算に計上することが法体系上は整合的です。</p> <p>その場合、各々に対応する歳入(財源)は、</p> <p>①については、全体を使用料(調定＝債権化が必要)として計上するものの、個人給付相当額は法定代理受領として収入し、利用者負担相当額は国で定める額を限度として市町村が定める額を保護者から納付を受けることとなります。</p> <p>②については、地方財政措置の水準として制度的に保障する額の一般財源を充当することとなります。</p> <p>上記のとおり、市町村の予算には、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることとなりますが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たりません。</p> <p>※介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により、利用者負担額のみを使用料とすることも可能です(下記資料P7参照)。その場合の給付費の予算等の取扱いについては、現行のとおり、歳入予算に税・交付税及び保育料を計上し、歳出予算に公立施設の職員の人件費等を計上する方法とすることが考えられます。ただし、その場合であっても、個人給付額を把握し、法定代理受領分として各保護者に通知することは必要です。 (「子ども・子育て支援新制度における公立施設の予算等の取扱いについて」資料P2をご参照ください。)</p>	
20	公立施設の公定価格の定め方	公立施設の公定価格については、「市町村が定める」とされたところですが、公立施設の公定価格は条例で定めることが必要でしょうか。	公立施設の利用者負担額は、地方自治法の「使用料」にあたるため、条例で徴収根拠を定めることが必要ですが、公定価格については、必ずしも条例で規定する必要はありません。	

【認定こども園】

No.	事項	問	答	備考
1	保育教諭	幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。	3歳未満の子どもの保育を担当する者も保育教諭となります。したがって、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両者が必要となります。	
2	保育教諭 (幼稚園教諭の免許更新)	幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。	旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持している者で、保育士の登録をしている者は、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、さらにその後更新講習修了確認を受けていない者についても、認定こども園法の施行の日から5年間(経過措置期間)については、保育教諭とすることができます。ただし、その場合には、経過措置期間が終了するまでの間に、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。(認定こども園法附則第5条第3項) なお、幼稚園教諭免許状を保有している保育士で、児童福祉法第39条1項に規定する保育所等に勤務する者は免許状更新講習を受講することができます。(免許状更新講習規則第9条第2項第2号)	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q15再掲
3	幼保連携型認定こども園の園長資格	幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。	単に幼稚園教諭の二種免許状を有しているだけでなく、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者など、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、認定こども園法施行規則第12条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めた者については、園長となることが可能です。	

4	<p>幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の適用範囲</p>	<p>幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の対象となる者(元の幼稚園の園長又は保育所の所長)を法人内で人事異動させた場合でも、施設長2人分の経過措置の対象になるのでしょうか。</p>	<p>本経過措置は、5年を限度にいずれかの施設長が退職等した場合には、退職等した時点までをその適用期間としています。したがって、原則的には、元の幼稚園の園長及び保育所の所長のいずれかが新幼保連携型認定こども園の施設長及び施設長に準じる職務に従事していることがその適用の要件となりますが、雇用を維持する必要性に鑑みて本経過措置が設けられた趣旨を踏まえ、旧施設の施設長のいずれかを法人内で別の施設等に人事異動させた場合であっても、①当該経過措置対象の幼保連携型認定こども園において、施設長又は施設長に準じる職務の後任者が置かれていること②当該異動した施設長が異動先の施設において施設長又はそれに準じる職務に従事している場合には、経過措置の対象として認められます。</p> <p>ただし、当該異動した施設長の異動先での職務が、例えば、法人顧問など、施設運営に対して間接的な関わりにとどまるなど、施設長又はそれに準じる職務に相当するとは認められない場合には、当該幼保連携型認定こども園に後任者が配置されたとしても、経過措置の対象としては認められません。</p> <p>また、異動の対象となった旧施設の施設長が、異動後に退職等した場合には、新幼保連携型認定こども園に2人の施設長等が置かれる場合であっても、その時点で経過措置は終了することになります。</p>	
5	<p>幼保連携型認定こども園の施設長に係る経過措置の適用範囲</p>	<p>旧幼保連携型認定こども園が新幼保連携型認定こども園に移行するに当たり、経過措置として、公定価格上施設長2人分の人件費を措置することとされましたが、いったん認定を返上した園については、この経過措置は適用されないのでしょうか。</p>	<p>本経過措置は、旧幼保連携型認定こども園で2人の施設長がいた園が、新制度施行時点において新幼保連携型認定こども園へ移行しても同じ体制で円滑に移行できるよう設けられたものであり、ご指摘のような場合については、この経過措置は適用されません。</p>	

6	子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係	認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。	認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業です。「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たせば、認定こども園でも、地域子育て支援拠点事業を受託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。(平成26年6月末時点の集計状況)地域子育て支援拠点事業は、現在約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所(全国で10,000か所)を目標として、整備を進めることとしています。市町村におかれては、現在地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、同事業の委託をやめるようなことが決して無いよう、強くお願いいたします。	
7	幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱い	遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携認定こども園になる際の分園の取扱いはどうなりますか。	保育所における分園の設置認可にあたっては、本園・分園それぞれで基準を満たすことを基本としつつ、嘱託医や調理員に係る特例を設けています。	修正
8	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続しません。なお、詳しくは【財政支援・私学助成・就園奨励費】No.1, 2をご参照ください。	・追記 ・自治体向けFAQ【財政支援・私学助成・就園奨励費】No.11再掲
9	幼保連携型認定こども園の土曜日開園義務	幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、土曜日も必ず11時間開園しなければならないのでしょうか。	土曜日も11時間開園することが基本ですが、地域の実情に応じ、特に、11時間開所の希望がなければ、開所時間について弾力的に対応して差し支えありません。ただし、11時間開所のニーズが存在する場合には、適切に対応する必要があります。	
10	評議員会の設置	認定こども園のみを設置する社会福祉法人については、評議員会を設置する必要がありますか。	社会福祉法人制度改革について、社会保障審議会において、平成27年2月12日に報告書が取りまとめられ、評議員会については、全ての社会福祉法人において議決機関として設置することとされています。このため、新たな社会福祉法人制度の施行後は、評議員会を設置していただくこととなりますが、それまでの間は、現行の保育所と同様に、評議員会を設置しない取扱いも可能です。	

11	3号定員を設定しない認定こども園における食事の提供	認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。	3号定員を設定せず、1号・2号定員のみを設定する場合、施設の判断により、満3歳に達した子どもを年度途中に入園させることが可能であり、満3歳以上の2号子どもの食事を外部搬入による場合には、必要な調理設備を有すれば調理室は不要です。なお、3号定員を設定して年度当初から2歳児を受け入れる認定こども園は、調理室での自園調理が必要となります。この場合でも、幼保連携認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。	
12	調理設備	幼保連携型認定こども園の設備基準第7条第4項には、調理室を備えないことができる場合において、必要とされる「調理設備」とは具体的には何ですか。	当該施設において食事を適切に提供するための、加熱、保存等が可能な設備であり、具体的には電子レンジ・冷蔵庫などの設備等が考えられます。	
13	園児要録の作成	幼保連携型認定こども園については、園児の園児要録の作成・保存が義務付けられていますが、0～2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。現行どおり児童票を作成することになるのでしょうか。	幼保連携型認定こども園園児指導要録は、幼保連携型認定こども園に在籍する全ての園児について作成する必要があります。児童票については、上記要録の様式を参考に、現行の児童票の取扱いも踏まえながら、自治体ごとで適宜御判断いただくようお願いいたします。詳しくは、平成27年1月27日付「幼保連携型認定こども園園児指導要録について(通知)」をご参照ください。	
14	保育認定の対象とならない3歳未満児の受け入れ	これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定こども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないでしょうか。	幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設及び地方裁量型認定こども園において、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どもについて、日極め、特定の曜日等に受け入れることについては、新制度の施行後においても可能です。また、認定こども園とは別に認可外保育施設を併設することは可能ですが、保育室や教室の併用や職員の併任は認められず、それぞれの基準を満たすことが必要となります。いずれの場合も、認定対象外の子どもの受入れですので、施設型給付の対象にはなりません。実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能です。	
15	処遇改善等加算の対象となる職員	処遇改善等加算について、 現行の 保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。	処遇改善等加算においては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数等を基に算定することになっていますが、この平均勤続年数の算定にあたっては、園長の勤続年数も含まれます。なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入していますが、質の改善項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、 これまで実施されていた 保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充てることを要件としています。この「賃金改善」の対象となる職員については、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員とは なっていない 、園長及び職員としています。	修正

16	認定返上	<p>安心子ども基金による認定子ども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定子ども園について、認定子ども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることになりますか。</p>	<p>認定子ども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。しかしながら、認定子ども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。</p>	
17	<p>認定返上の場合の財産処分の取扱い ①</p>	<p>認定子ども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心子ども基金(保育所緊急整備事業)により整備した幼保連携型認定子ども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。 同様に、安心子ども基金(認定子ども園整備事業)により整備した幼稚園型認定子ども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>認定子ども園として運営していた学校法人が、今後、認定子ども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き(転用)を行うこととなります。ただし、認可保育所等に転用して使用継続する場合であって、認定子ども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。</p> <p>①認定子ども園を構成する保育所部分又は保育所機能部分については、認可保育所等に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可保育所等への転用を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。</p> <p>②転用後の認可保育所等の運営に当たっては、従前認定子ども園を構成していた幼稚園と緊密な連携協力関係を構築し、3歳以上の入所児童に対して学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。</p> <p>③認定子ども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所等として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。</p>	

18	<p>認定返上の場合の財産処分の取扱い ②</p>	<p>認定子ども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認定子ども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心子ども基金（認定子ども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した幼保連携型認定子ども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心子ども基金（認定子ども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した保育所型認定子ども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>認定子ども園として運営していた社会福祉法人（幼稚園耐震化促進事業については学校法人も含む）が、今後、認定子ども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き（転用）を行うこととなります。ただし、認可幼稚園に転用して使用継続する場合であって、認定子ども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。</p> <p>①認定子ども園を構成する幼稚園部分又は幼稚園機能部分については、認可幼稚園に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可幼稚園への転用手続を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。</p> <p>②転用後の認可幼稚園の運営に当たっては、従前認定子ども園を構成していた保育所と緊密な連携協力関係を構築すること。また、3歳以上の児童を受け入れる認可保育所の運営に当たっては、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。</p> <p>③認定子ども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。</p>	
19	<p>分園がある保育所の認定子ども園への移行</p>	<p>分園がある保育所が幼保連携型認定子ども園への移行を考えていますが、幼保連携型認定子ども園の園庭は「同一敷地内又は隣接地に必置」とされており、基本的に分園の存在は想定されていないように見受けられます。分園がある保育所が認定子ども園に移行する場合は、基本的に保育所型ということになるのでしょうか。</p>	<p>分園がある保育所が幼保連携型認定子ども園になることも可能です。ただし、分園については本園との一体的な運営が必要であることから、認可権者において、以下の要件を全て満たすことについての判断が必要です。</p> <p>①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備（※）を有していること。（なお、既存の施設が所在する敷地部分については、移行特例の活用が可能です。）</p> <p>※調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めません。</p>	

20	財政支援	改正認定こども園法が平成27年度から施行されることを前提として、平成27年度からの開園に向けて、同法第13条第2項に掲げる主務省令で定める設備・運営基準を満たす幼保連携型認定こども園を26年度中に創設する場合に補助対象となるのですか。	改正認定こども園法に掲げる設備運営基準を満たした幼保連携型認定こども園を創設する場合、平成26年度における安心こども基金管理運営要領においては、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可保育所の整備費)及び認定こども園整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可幼稚園の整備費)から各々補助するものとして差し支えありません。(各事業の補助基準額は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員に係る単価と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員に基づく単価を適用)この場合、各補助事業の対象経費の算出に当たっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童に係る定員と同法同項第2号、第3号の認定を受けた児童に係る定員により算出するなど合理的な算出方法によりお取り扱いください。(ただし、保育所緊急整備事業(幼保連携型認定こども園を構成する認可保育所の整備費)のみ補助基準額上に適用のある開設準備費用、土地借料、地域の余裕スペースの活用促進に要する費用については、保育所緊急整備事業における対象経費として差し支えありません。※その他の加算の取扱についてはQ232を参照。)また、本件整備に関しては、保育緊急整備事業における整備対象施設中、「児童福祉法に規定する保育所」とあるのは、「児童福祉法に規定する保育所及び改正後認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園」と読み替えるとともに、認定こども園整備事業における留意事項中、「交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。」の規定については適用しないこととなっています。	
21	認定こども園の施設整備費補助	来年度以降に認定こども園になった後、安心こども基金にあるような施設整備のメニューを活用することはできるのですか。	平成27年度においては、安心こども基金への積み増しは行いませんが、認定こども園等の施設整備については、新たな交付金(厚生労働省「保育所等整備交付金」、文部科学省「認定こども園施設整備交付金」)を創設し、引き続き、財政支援を行うこととしています。また、安心こども基金に残高が生じた場合には、認定こども園等の施設整備事業に限って、基金残高を活用出来ることとしています。	
22	幼保連携型認定こども園認可後の改修に対する補助	幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、建築基準法により排煙設備の設置等が求められますが、認可後でも、必要となる改修に補助は出ますか。また、減価償却費加算を受けることはできますか。	幼保連携型認定こども園の認可を受けた後であっても、建築基準法に適合するための整備については、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金による整備(大規模修繕)として補助を受けることが可能です。減価償却費加算については、建物の整備にあたって施設整備費または改修費等の国庫補助金の交付を受けていないことが要件となっていることから、これらの補助を受けている場合には、加算を受けることはできません。	追加
23	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金について、27年度の施設整備は、28年度の繰り越し事業にできますか。	可能です。	追加

24	施設整備費補助	認定こども園を新規に整備する場合、文部科学省の認定こども園施設整備交付金と厚生労働省の認定こども園整備事業交付金の両方から補助を受けられるのでしょうか。	従来の安心こども基金による認定こども園整備事業と同様に、文部科学省と厚生労働省の両方から補助を受けることが可能です。なお、各交付金の取扱いについては、今後交付要綱等でお示します。	
25	法人一本化のための事業譲渡の際の退職金の取扱い	学校法人及び社会福祉法人により現行の幼保連携型認定こども園を設置している場合、新制度の施行までに法人を一本化する必要があるため、どちらかの法人に幼稚園又は保育所を事業譲渡する必要がありますが、その際の転籍職員の退職金の取扱いはどうなるのでしょうか。	今般、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号）」が平成26年12月19日に公布・施行され、幼保連携型認定こども園の設置を目的（みなし認可を受けようとする場合を含む）として、独立行政法人福祉医療機構の運営する社会福祉施設職員等退職手当共済が適用されている社会福祉法人立保育所（又は幼稚園）を学校法人に事業譲渡する場合、引き続き、同共済契約を締結することが可能となります。（被共済職員期間を通算することが可能となります）。またあわせて、各都道府県に存在する私学退職金団体の運営する退職金共済が適用されている学校法人立幼稚園（又は保育所）を社会福祉法人に事業譲渡する場合についても同様に、引き続き、同共済契約が締結できるよう、都道府県を通じ、各団体に対して業務規程等の改正を要請しております。 なお、医療保険（短期給付）や年金保険（長期給付）については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q13再掲
26	保健師又は看護師の取扱い	従来は、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師又は看護師を、保育士とみなすことができるとされていますが、幼保連携型認定こども園における取扱いはどうなりますか。	従来の取扱いを踏まえ、乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園においては、保健師又は看護師を、1人に限って保育士とみなすことができるとし、当該者は、施行日から起算して5年間に限っては、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することが可能です。（平成26年11月28日付「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（通知）」をご参照ください。）	修正
27	市街化調整区域における認定こども園の保育機能施設の開発許可	市街化調整区域において、認定こども園に移行するために保育機能施設を建築する場合、開発許可は認められますか。	都市計画法第33条に規定する技術基準に適合し、かつ、同法34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すると開発許可権者（都道府県知事・指定都市の長・中核市の長・特例市の長）において判断されれば、許可されます。 認定こども園担当部局におかれては、設置者が、認定こども園に移行するために必要な開発行為であることを開発許可担当部局に対して十分に説明するよう促すとともに、設置者からの相談に応じ、開発許可担当部局に対し、認定こども園に移行するために必要な開発行為であることを説明すること等、調整をお願いします。	

28	指導監督の取扱い	現在、幼稚園・保育所ともに、認可権者が自治事務として指導監督を行っているところですが、幼保連携型認定こども園に対する指導監督はどのように行えば良いのでしょうか。	現在、幼稚園は認可権者である都道府県の私学担当部局において、保育所は認可権者である都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局において、自治事務としてそれぞれの自治体の考え方にに基づき、その内容や頻度、手法等も含め、適宜適切に指導監督が実施されていると承知しています。 幼保連携型認定こども園についても同様に、学校としての性質に関する事項については、各都道府県の私学担当部局が必要に応じて教育委員会と連携しながらこれまで実施してきた幼稚園に対する指導監督の在り方を、児童福祉施設としての性質に関する事項については、各都道府県・指定都市・中核市がこれまで実施してきた保育所に対する指導監督の在り方を踏まえつつ、指導監督権限が一本化されることに伴い、指導監督の実施体制についても、私学担当部局や福祉担当部局、教育委員会等の関係部局が連携の上、一体的に実施していただくことが望ましいと考えます。	
29	公私連携幼保連携型認定こども園への経過措置	公私連携幼保連携型認定こども園に移行を予定している公立幼稚園・保育所については、既存園から移行する場合に認められている経過措置の対象となりますか。	公立幼稚園・保育所から公私連携幼保連携型認定こども園に移行する場合において、設置者は私立になりますが、市町村との協定により市町村の強い関与を維持しており、かつ実態として現に存する園からの移行形態であることには違いはないことから、既存園からの円滑な移行を促すための経過措置の趣旨を踏まえ、経過措置の対象として差し支えありません。	事業者向けFAQ【認定こども園に関すること】Q39再掲
30	建築基準法上の取扱い	幼稚園、保育所等から幼保連携型認定こども園に移行する場合における、建築基準法上の用途変更の手続きや、排煙設備及び非常照明の設置に係る取扱いはどうなりますか。	新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱いについては、「学校」及び「児童福祉施設」に係る基準の両方を適用するという原則のほか、基準の適用や建築基準法上の手続(確認申請等の手続)についての柔軟な運用が整理されておりますので、平成27年2月13日付国土交通省事務連絡「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について」をご参照ください。 また、認定こども園法上、幼保連携型認定こども園の認可等に当たっては、必要な改修工事を完了していない場合であっても、建築行政担当部局と連携しつつ、必要な対応が適切に行われる見込みがあることなどが認められる場合については、認可等について柔軟な取扱いをしていただくことが可能です。このような認可等の際の留意点等については、平成27年2月13日付内閣府・文部科学省・厚生労働省事務連絡「子ども・子育て支援法等の施行に伴う幼保連携型認定こども園の建築基準法上の取扱い等について(周知)」をご参照ください。	
31	感染症等の発生した場合の対応	幼保連携型認定こども園において感染症等が集団発生した場合、いわゆる臨時に学級閉鎖や休業しなければならないのでしょうか。	幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第27条により学校保健安全法第20条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。 これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行う場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。	追加

【地域型保育事業】

No.	事項	問	答	備考
1	小規模保育 (特例給付)	小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。	小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。 経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。	
2	事業所内保育 (特例給付)	事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。	地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、連携施設を設定して卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。(なお、従業員枠において事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。)	
3	事業所内保育	事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。	事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。	
4	連携施設	家庭的保育事業者などの連携施設に公立の保育所(又は幼稚園)がなった場合、保育支援などで民間施設に赴く場合、公務員の立場で民間で業務を行うことに問題はありませんか。また、民間で業務を行っている際に生じた事故などの責任、賠償などについて協定などに免責要件を盛り込むなどして対応して問題ないでしょうか。	従来の家庭的保育事業における「家庭的保育支援者」においても、市町村の職員が支援者となっている場合があるように、公務員の立場で民間の業務を支援することは問題はないものと考えられます。また、後段についても、それらを含めて市町村と事業者間で調整した上で協定を締結することになります。	修正
5	医療法人による 地域型保育事業の 実施	医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。	医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設(地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの)については、事業(附帯業務)として行うことができることとなっています。 子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業について、引き続き医療法人が行うことができるようにするために「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正したところです(「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成27年3月31日医政発0331第5号厚生労働省医政局長通知)参照)。	修正

6	子育て支援員の研修内容	子育て支援員の研修内容については、いつごろ示されるのですか。	研修内容等について、子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会及び専門研修ワーキングチームにおいて検討を行い、26年12月に取りまとめたところであり、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)にてお示ししています。 なお、検討会における検討状況等については、以下の厚生労働省HPにてご覧頂けます。 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-koyou.html?tid=208053	修正
7	子育て支援員の研修	小規模保育事業等の認可の要件となっている研修について、新規事業者に対する研修を平成27年4月1日までに実施することは実質的に困難であると考えますが、初年度については、現任者等についてなどの経過措置は講じられるのでしょうか。	既に家庭的保育事業の基礎研修を修了し、家庭的保育に従事している家庭的保育者及び家庭的保育補助者、小規模保育事業等に従事している保育従事者等については、子ども・子育て支援新制度施行後も引き続き従事することができるようにする予定です。 また、保育士資格を有しない者が、小規模保育事業等に従事する際に必要となる、「市町村長が行う研修」については、子ども・子育て支援新制度の施行後についても、一定期間は現行の家庭的保育の基礎研修等での対応を可能とする予定です。 さらに、小規模保育事業B型と事業所内保育事業については、当該市町村の研修実施体制が整うまでの間(2年程度)は、その間に必要な研修(子育て支援員研修又は家庭的保育の基礎研修等)を受講することで当該事業に従事することを認める経過措置を設ける予定です。 なお、その際は、職場内研修を適切に実施することが適当と考えています。	
8	居宅訪問型保育事業の利用対象児童	居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。	市町村が利用調整の中で判断を行うものと考えられます。	
9	居宅訪問型保育事業の定員設定	居宅訪問型保育事業の場合、定員設定をどのように行うのでしょうか。	居宅訪問型保育事業は1対1で行う事業として運営基準第37条第1項の規定により利用定員は1人とされています。また、市町村が行う確認は、同条第2項の規定により事業者単位で行い、かつ、利用定員の設定は事業毎に行うのではなく、それぞれの事業所毎に保育する子どもの数を0歳と1・2歳に区分して利用定員設定を行うこととなります。	

10	居宅訪問型保育事業と障害福祉サービスとの関係	<p>障害福祉サービスと居宅訪問型保育事業の関係を教えてください。</p> <p>居宅訪問型保育の利用者は、障害福祉サービス等の療育を併用することはできるのでしょうか。</p>	<p>居宅訪問型保育事業については、1対1というその事業形態から、保育所などが利用出来ない場合に限り、利用が認められるものであるという制度の趣旨を踏まえ、保育所等の利用が可能であれば、まずはその利用を検討することが適当です。</p> <p>また、障害福祉サービス等の他の施策の利用が考えられる場合であって、当該サービスの利用により保育ニーズも満たされる場合についても、まずはその活用を考えることが適当です。</p> <p>①なお、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況等により、障害福祉サービスは一部利用可能ですが、毎日の利用が出来ない場合に、出来ない日に限り、保育所等の利用が困難である場合については、居宅訪問型保育事業の利用の可能性が考えられます。</p> <p>その場合、居宅訪問型保育事業は1対1という事業形態であることから、他の施設・事業と異なり、子どもが利用しない日には、当該保育者による保育の提供自体が行われないことから、居宅訪問型保育事業に係る地域型保育給付は日割りとなります。（例えば、障害福祉サービスを月・水の2日、居宅訪問型保育を火・木・金の3日を利用する場合、地域型保育給付は週3日分となります。）</p> <p>②また、居宅訪問型保育を利用しながら、定期的に児童発達支援センターなどにおいて行われる療育の提供に保育者が帯同し、その前後に居宅において保育を行う場合は、提供を受ける支援の内容が重ならないため併用は可能であり、この場合は、月額単価による給付が行われ、日割り(減額)は行いません。(ただし、療育の提供先に送迎するのみで、その前後に居宅における保育の提供がない場合は、給付の対象とはなりませんので、①と同様に日割りとなります。)</p> <p>なお、地域型保育給付は、①のようなケースを除き、基本的には月単位での給付となることから、例えば、対象児童の体調等の理由により、数日間居宅訪問型保育の利用がない場合であっても、月額単価による給付が行われることとなります。</p>	
11	連携施設からの給食の外部搬入	<p>地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。</p>	<p>食事の提供の責任は地域型保育事業を行う事業者にあり、その管理者が必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保しなければならぬことから、御指摘のような連携施設を介した外部搬入は認められません。</p>	

12	小規模保育事業の職員配置	小規模保育事業(A型・B型)については、子どもの数が少数となる時間帯であっても、保育士等の保育従事者を常時最低2人以上配置する必要がありますか。	小規模保育事業は、定員6人以上19人以下の小規模な事業であることから、保育従事者の配置基準上、年齢別配置基準(0歳児3:1、1・2歳児6:1)に基づく必要保育従事者数に加えて1人を加配することになっています。これにより、定員6人の施設においても最低2人の保育従事者による体制を確保しています。 例えば、開所時間の始期・終期の前後の時間帯で児童がごく少数となる場合については、小規模保育事業は保育所と比べて職員数が少数であり、また、施設の規模が小さいことなどから、国の基準上は、常時最低2人以上の保育従事者の配置までは求めていません。 なお、その場合においても、保育士一人となる時間帯を必要最小限とすることや、事故などの緊急的な対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められるため、その運用に当たっては認可主体となる市町村と十分協議することが望まれます。 ※定員19人以下の事業所内保育事業も同様。	
13	連携施設を設定できない場合の認可	事業者から小規模保育事業や家庭的保育事業の認可申請があった場合、連携施設を設定できないことを理由として認可しないことは認められますか。	連携施設の設定は家庭的保育事業等の認可基準のひとつとなっているため、連携施設を設定できない場合には認可基準を満たさないこととなりますが、新制度施行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置を設けていることから、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可しなければなりません。 なお、この経過措置期間中は、満3歳の幼児が4月以降も家庭的保育事業等を利用する際には、地域の保育事情などにおいて特段の事由がある場合に、当該年度内に卒園後の受け皿を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと認めた場合には特例給付を受けて、引き続き、家庭的保育事業等を利用することを可能としています。が、本来、連携施設を設定し、確実に卒園後の受け皿を確保していただくことが基本ですので、経過措置期間中に、事業者は、必要に応じ市町村からの支援を求めつつ、連携施設の確保に努める必要があります。	自治体向けFAQ【認可・確認】No.8再掲
14	幼稚園に併設した小規模保育事業	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する日までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています(弁当持参による対応も可)。	
15	認定こども園に併設した小規模保育事業	認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。	認定こども園は、3号認定子どもの受入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定こどもの定員を設定していただくことが基本と考えられます。 その際、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)です。 なお、当該認定こども園とは異なる敷地に、同一法人が小規模保育事業を実施することは可能です。	

16	幼稚園が連携施設となる場合	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、事業実施場所については別棟、もしくは園舎内であっても幼稚園とは区分された部屋で行う必要がありますが、当該幼稚園が小規模保育事業の連携施設となる場合であっても、上記と同様の取扱いになるのでしょうか。	原則的には、幼稚園と小規模保育事業でそれぞれの基準を満たすことが必要です。小規模保育事業を実施する幼稚園が当該事業の連携施設となる場合でも取扱いは同様です。 なお、幼稚園に併設して小規模保育を実施することは可能ですが、ご指摘のような同一法人が3歳以上児と3歳未満児を同一の場所で預かる場合、原則としては、認定こども園に移行していただくことが基本と考えられます。 また、幼稚園と小規模保育事業については、対象園児の年齢が異なり、別の職員が別事業として運営することとなるため、それを踏まえた実施場所であることが望まれます。	
17	幼稚園で実施する場合の土曜日の取扱い	幼稚園で小規模保育を実施する予定ですが、土曜日は閉園して年間250日開園とする取扱いは可能でしょうか。	保育認定の子どもを受け入れる施設においては、保護者が必要とする保育を提供できるよう、原則として土曜日も含めた開所が求められます。その上で、市町村が行う利用調整の結果、日曜・祝日以外について、保育の利用希望がない場合には開所しないことができるなど、就労状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することが可能です。なお、土曜日の利用が必要な子どもがいない場合など、常態的に土曜日に閉園する場合は、公定価格において土曜閉園に係る費用を定率で調整することになります。	
18	家庭的保育事業等の資産要件	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所と同程度のものであっても求められるものではないと思いますが、今後、具体的な取扱い方針が示されるのでしょうか。	家庭的保育事業等の資産要件については、保育所の基準も参考に、事業規模に応じた必要な経済的基礎があると市町村が認めることとしています。 詳しくは、平成26年12月12日雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」をご参照ください。	
19	地域型保育事業の設置階	事業所内保育事業を、マンションの1室で始めたいと考えていますが、設置階に制限はありますか。	事業所内保育事業の実施に当たって、設置階についての制限はありません。ただし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第43条により、保育室等を2階以上に設ける場合には、耐火建築物又は準耐火建築物であることや避難階段を設けること等の各種基準を満たす必要があります。	事業者向けFAQ【事業所内保育に関すること】Q13再掲

20	社会福祉法人が地域型保育事業を行う場合の定款変更	社会福祉法人が、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う場合、これらの事業は第2種社会福祉事業の位置づけはなされていませんが、公益性があることから税法上減免の対象となっているため、定款において、公益事業と位置づけ、第2種社会福祉事業と同様の改正手続きをすることが必要でしょうか。	<p>お見込みのとおりです。 社会福祉法人が行う公益事業については、定款において明記しなければなりません（社会福祉法第31条より）。 したがって、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新たに家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行うのであれば、定款を改正し、当該事業の位置付けを明確にしておく必要があります。</p> <p>参考：社会福祉法（昭和26年法律第45号）抜粋（申請） 第三十一条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 社会福祉事業の種類 四 事務所の所在地 五 役員に関する事項 六 会議に関する事項 七 資産に関する事項 八 会計に関する事項 九 評議員会を置く場合には、これに関する事項 十 公益事業を行う場合には、その種類 十一 収益事業を行う場合には、その種類 十二 解散に関する事項 十三 定款の変更に関する事項 十四 公告の方法 	追加
----	--------------------------	--	--	----

【一時預かり事業・預かり保育】※項目名を「一時預かり事業・預かり保育」に変更しました。既存の問の中には、第6版までとは、番号が違っているものがあります。

No.	事項	問	答	備考
1	一時預かり事業(幼稚園型)の単価	一時預かり事業(幼稚園型)の仮単価について、長期休業期間も含め、通常単価(4時間分)が適用されるとのことですが、長期休業期間中については休日単価(8時間分)を適用することはできませんか。	夏休み等の長期休業期間中は、土曜日等の休日とは異なり幼稚園教諭等が勤務していることを考慮し、国の補助基準額としては、休日単価ではなく基本分単価を適用することとしています。	
2	一時預かり事業(幼稚園型)の単価	一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。	基本分単価(通常単価・小規模施設単価)は、4時間/日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。(園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。)また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間/日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価(同額)を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。(例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間を3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価(同額)が適用されます。)	
3	一時預かり事業(幼稚園型)の休日単価の適用条件	休日単価は8時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が8時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。	休日単価は、8時間/日の利用を基本として設定しており、利用時間が8時間未満の利用者であっても、園として8時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額するといった運用は行いません。	
4	公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり事業(幼稚園型)の対象となりますか。	実施要件を満たすことにより対象となります。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定です。	自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No.6再掲
5	一時預かり事業の公費補助の上限額	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額は、一時預かり事業(一般型)の上限額(年間延べ利用児童数に応じた基準額)を適用するということでしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)に係る公費補助の上限額については、一時預かり事業(一般型)の上限額を適用する方向で検討中です。	
6	一時預かり事業の利用料の設定	一時預かり事業の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。	利用料について、国として一律の基準を設けることは考えてはいませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。	

7	一時預かり事業の利用料の設定	利用者負担については、各市町村で設定し、国として一律の基準は設けないとされています。また、現状は各園の設定に委ねていることを踏まえ、私立については各園の設定に委ねることが想定されるとありますが、利用料については、実施する各園で設定するということがよいでしょうか。	必ずしも各園で設定することを原則とする訳ではありませんが、預かり保育の利用料を各園が設定している現状等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市町村において適切に判断していただきたいと考えています。	
8	一時預かり事業の利用料の設定	現在、利用料の上限を設定し、その範囲内で園に定めてもらうとしてはどうかという考え方で検討していますが、そのような方法で設定することは可能でしょうか。	可能です。	
9	一時預かり事業の利用料の設定	利用料は、園の所在市町村と利用者の居住市町村のどちらが決めるのでしょうか。	事業の実施主体となる、利用者の居住市町村が利用料を定めることにはなりますが、市町村が事業者委ねることも可能です。	
10	一時預かり事業(幼稚園型)の広域利用の利用者数	一時預かり事業(幼稚園型)については、年間延べ利用者数2,000人以下では補助単価が厚い設定となっていますが、広域利用で複数市町村に居住する子どもがおり、各々が少人数である場合には、市町村別の子どもの延べ利用者数で考えるのでしょうか。それぞれの市町村の子どもの延べ利用者数の合計で考えるのでしょうか。後者の場合、どのように調整すればよいのでしょうか。	補助単価は、施設当たりの年間延べ利用人数により設定することになります。設定の手順としては、まず施設所在地市町村が当該施設の預かり保育の利用実績等から年間延べ利用見込人数を算出し、当該人数に適用される補助単価案を算定の上、利用予定者の居住する市町村に当該補助単価案を連絡・調整し、各居住地市町村がそれぞれ当該案を踏まえ、補助単価を設定することを想定しています。	
11	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置	職員の配置については、幼稚園の学級を担当している教員とは別に専任の職員を配置する必要があるでしょうか。学級の定員に余裕があり、配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。	一時預かり事業(幼稚園型)における専任職員の配置については、年齢別配置基準を満たす必要があります。当該専任職員については、公定価格の算定上の必要教員数とは別途、職員の配置が必要です。ただし、保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできませんが、幼稚園等と一体の場合であり、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭に限る)を配置する場合は上記の取扱から除きます。	事業者向けFAQ【一時預かり事業に関すること】Q11再掲
12	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置	一時預かり事業(幼稚園型)の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格の対象となっている学級担任等でも問題ないでしょうか。	幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格の対象となっている時間内に兼務することも可能です。	
13	一時預かり事業(幼稚園型)と(一般型)の職員配置	幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、常時2人以上配置を求めないとされていますが、同一の幼稚園等で幼稚園型と一般型を併用する場合であり、かつ、両事業を同じ場所で実施する場合、支援を行う幼稚園等の職員はそれぞれ1名で合計2名確保が必要でしょうか。	そのように同じ場所で行う場合には、支援を行う幼稚園等の職員は1名でも可能です。なお、それぞれの事業での必要配置数が1人である場合に限られることに留意して下さい。	

14	預かり保育の職員配置	新制度移行園では、一時預かり事業(幼稚園型)に配置すべき専任職員に公定価格の対象となっている幼稚園の職員を算入することは原則として不可とされていますが、新制度に移行せずに私学助成一般経常費補助を受ける園の場合も同様に、私学助成の対象となっている職員を算入することはできないのでしょうか。	そのような場合は、通常、既に私学助成の対象となっている人件費と二重助成に当たることとなるため、一時預かり事業(幼稚園型)に配置すべき専任職員の対象とすることは適切ではありません。 なお、私学助成の対象となっているか否かが不明確な場合については、私学助成を行っている都道府県に確認が必要と考えます。	追加
15	一時預かり事業(幼稚園型)の対象児童	幼稚園における非在籍園児の預かりはどのようになりますか。一時預かり事業(幼稚園型)で非在籍園児も併せて預かりを実施する場合、非在籍園児がどのくらいの人数までなら実施可能となるのでしょうか。	幼稚園、保育所、認定こども園において非在籍園児を広く受け入れる場合は、非在籍園児の預かりは一般型による実施を基本とし、幼稚園等において在籍園児に対する一時預かりと併せて実施する場合は、同一園において幼稚園型と一般型を併用することとなります。 ただし、幼稚園型を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児をごく少数預かる場合には、幼稚園型として非在籍園児を預かることも可能とします。この場合、年齢別配置基準数以上の人数を配置することが必要(3歳未満児であっても保育士に限定するものではありません。)となり、また、設備・面積等の基準も満たす必要があることに留意が必要です。 なお、幼稚園型で非在籍園児の預かりを実施できる具体的な人数の上限などを国としてお示しする予定はありませんが、国の定める人員・設備・運営基準を満たすことを前提として、一般型で非在籍園児の預かりを支援することにより、地域の一時預かりニーズに適切に対応していただくようお願いいたします。	事業者向けFAQ【一時預かり事業に関すること】 Q9再掲
16	一時預かり事業(幼稚園型)の対象児童	一時預かり事業(幼稚園型)で非在籍園児を預かる場合において、対象を満3歳以上に限定することは可能でしょうか。	市町村の判断により、一時預かり事業(幼稚園型)で併せて受け入れる非在籍園児の年齢に条件を設けることは可能ですが、 ・非在籍園児の預かりニーズは、主として3歳未満であると考えられること ・一時預かり事業(幼稚園型)で実施する場合であっても年齢別配置基準数以上の職員を配置することや保育所と同様の設備基準の遵守が求められることを踏まえ、地域の一時預かりニーズと幼稚園の受入れ体制を併せて考慮し、適切な対応を講じて頂くようお願いいたします。	
17	一時預かり事業の対象児童の範囲	対象児童について、在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)となっていますが、2号認定の子ども(特例給付の子ども)に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。	対象となります。	
18	1号認定＋一時預かり事業と2号認定の選択	現在は私立幼稚園で、平成27年度から幼保連携型認定こども園に移行する予定の施設において、現在、ほぼ毎日預かり保育を利用している幼児が多くいます。その幼児らが、平成27年度において、1号認定で預かり保育を利用するか、2号認定を申請するかは、保護者の選択によるということでしょうか。	1号認定を受けて一時預かり事業を利用するか、2号認定を申請するかは、保護者の選択によります。	

19	一時預かり事業(一般型)	一時預かり事業(一般型)の対象児童について、「3歳児未満の3号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要」とされていますが、具体的にどのような制約がかかるのでしょうか。例えば、「週何回までの利用なら可」といった指針は示されるのでしょうか。	3歳未満児の3号認定以外の子どものうち、3号認定は受けていないが就労等の理由で利用するといった場合以外で、特定の施設を定期利用する場合には、一時預かりという事業の性格から制限が必要というものです。国として利用制限等の具体的な指針を示す予定はありませんが、幅広い利用者が公平に利用できるよう、一時預かり事業の趣旨を踏まえ、適切に実施していただくようお願いいたします。	
20	一時預かり事業(一般型)	一時預かり事業(一般型)は土曜日実施も必須でしょうか。	一時預かり事業(一般型)は利用実績に応じた補助単価設定となっていることから、国の基準として土曜日実施を必須としているものではありません。なお、市町村の判断で、土曜日実施を求めることは妨げられませんが、地域の確保状況を勘案しつつ、一時預かりニーズに適切に対応できるような事業設計をお願いします。	
21	一時預かり事業の2歳児の受入れ	現在、未就園児(2歳児)の受入れを行っており、園児(満3歳児)と同一のクラス編成を行っていますが、幼稚園で実施する一時預かり事業においても、2歳児を満3歳児と同じ部屋で預かることは可能ですか。	幼稚園で実施する一時預かり事業における未就園児の取扱いについては、No.15でお示ししたとおりですが、当該事業の対象となる子どもの年齢や数に応じた職員配置や面積等の基準を満たせば、2歳児と満3歳児を同じ部屋で預かることは可能です。	修正
22	私学助成の預かり保育と一時預かり事業の選択	就労等を理由とした定期利用を実施する園に対し、一時預かり事業の財源を充当した場合、一時的な保育についても、市町村事業により補助を行う必要がありますか(従来の対応どおり、一時的な利用については私学助成補助を選択できるのでしょうか。)	同一園において一時預かり事業(幼稚園型)と私学助成の預かり保育補助の両方の公費補助を受けることはできません。	
23	市町村が一時預かり事業(幼稚園型)を委託(補助)しない場合などの経過措置	預かり保育推進事業について、市町村が認定こども園や施設型給付を受ける幼稚園に一時預かり事業(幼稚園型)を委託(補助)しない場合などの経過措置はどうなりますか。	認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定の子どもの預かり保育については、私学助成からの移行の受け皿となることに特に配慮した一時預かり事業(幼稚園型)の事業類型を創設することとしており、市町村で適切に事業を実施して移行することを原則とします。その上でなお、市町村において事業の実施が困難な特別な事情がある場合や、従来の預かり保育の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対して、引き続き預かり保育推進事業(私学助成)の対象とする経過措置(平成26年度に都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限ります)を設けています。	

24	預かり保育から一時預かり事業(幼稚園型)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置	私学助成の預かり保育から一時預かり事業(幼稚園型)への円滑な移行が困難な園に対する経過措置について、どのように取り扱えばよいでしょうか。	<p>私学助成の預かり保育補助の具体的な手続きや運用は各都道府県に委ねられていますが、例えば、都道府県において一定の期日を示して、当該期日までに私学助成の預かり保育補助の継続実施を希望する園は申し出等をするということ、園及び市町村に対して周知するなど、対象となる園が補助を受けられるよう配慮することが望ましいと考えます。</p> <p>新制度へ移行した園については、私学助成の預かり保育補助ではなく、一時預かり事業(幼稚園型)における対応が原則となりますが、減収が生じる等により一時預かり事業(幼稚園型)における対応が困難な場合には、経過措置として私学助成の預かり保育補助による対応を可能としているところです。経過措置による対応を認める要件としては、一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価を基に算出した平成27年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の平成27年度の見込額(見込み額が算出出来ない場合は平成26年度の補助実績額)を比較し、減収が生じること等が挙げられます。</p> <p>なお、新制度移行園については、一時預かり事業(幼稚園型)における対応が原則であることに鑑み、市町村が一時預かり事業(幼稚園型)を実施しない場合には、都道府県(新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局)においては、住民の利用ニーズがあるにもかかわらず事業実施が困難である理由などを当該市町村に確認するとともに、翌年度以降の事業の実施に向けた実施計画などを確認すること等を通じて、市町村に適切な対応を求めていくことが必要と考えます。</p>	修正
25	現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置	「施設型給付」を受ける幼稚園が現行の私学助成による預かり保育を実施できる経過措置の条件として、現在、都道府県による私学助成の預かり保育を受けている園に限るとのことですが、いわゆる102条園(個人立や宗教法人立等)も対象となりますか。	学校法人立以外の園への私学助成の実施については、学校法人化を目指す幼稚園(いわゆる志向園)を除き、国の私学助成の対象外のため、引き続き都道府県に判断していただくこととなります。	
26	一時預かり事業(幼稚園型)の広域利用	一時預かり事業(幼稚園型)を実施しないA市の子ども(a)が、隣接するB市の施設型給付を受ける幼稚園(b園)に入園している場合、b園の預かり保育を一時預かり事業(幼稚園型)で実施することとなった場合は、aの預かりに係る公費支援はどこが行うことになるのでしょうか。	<p>まずは、一時預かり事業(幼稚園型)を広域的に行う園がある場合には、基本的には、当該園に対してA市及びB市のどちらからも委託(補助)ができるよう、市町村間での調整をお願いします。</p> <p>その上で、なお調整がつかず、本ケースのようにA市が一時預かり事業(幼稚園型)を実施できない場合は、aの預かりに係る公費支援がどちらの市からもなされない場合もあるため、事業の実施上支障がある場合には、当分の間、b園の預かり保育は、一時預かり事業(幼稚園型)で実施するのではなく、引き続き、都道府県の私学助成による預かり保育補助とする経過措置(平成26年度に都道府県による預かり補助を受けている園に限ります)を受けることも考えられます。</p>	

27	施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育	施設型給付を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が行う預かり保育の支援については、私学助成による預かり保育と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。	原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなりますが、各幼稚園の実情に応じて、市町村と調整の上、一時預かり事業の委託(補助)を受けて実施することも可能です。	
28	施設型給付を受けない幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型)の実施要件	施設型給付を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が、新制度の「一時預かり事業」を受託する場合の条件はありますか。	施設型給付を受けない幼稚園(私学助成に残る場合)が一時預かり事業(幼稚園型)を受託する場合の条件設定については、基本的には実施主体である市町村が、事業者の意向等を踏まえ、適切に判断していただくこととなります。 なお、都道府県による私学助成と一時預かり事業(幼稚園型)補助で補助対象となっている職員が重複しないようにする必要があることに留意してください。	
29	幼稚園がない市町村での一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園がない市町村においては、1号認定子どもは特例給付として保育所を利用することになりますが、その場合、保育所で一時預かり事業(幼稚園型)を実施することはできるのでしょうか。また、実施できる場合、夏休みに利用される場合も一時預かり事業(幼稚園型)での対応となるのでしょうか。	児童福祉法施行規則上、一時預かり事業(幼稚園型)の対象施設は、幼稚園及び認定こども園に限定されていますので、保育所が特例給付対象として1号認定子どもを受けられている場合に、一時的に、その子どもの前後の保育を行う必要がある場合は、一時預かり事業(一般型)により対応することとなります。 なお、恒常的な保育ニーズがある場合には、当該子どもが2号認定を受けることが可能であり、2号認定を受けて保育を提供することが基本と考えます。	
30	担当職員の資格要件	幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についたことがない者を一時預かり事業(幼稚園型)の担当職員として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。	当該者が、事業開始までに免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の確認等の所定の手続きを行えなかった場合については、幼稚園の預かり保育補助からの円滑移行の観点から、各市町村の判断により、地域の免許状更新講習の開講状況などを勘案のうえ、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、一時預かり事業の担当職員として配置を認めることを可能とします。	
31	一時預かり事業(幼稚園型)の従事者の研修	一時預かり事業(幼稚園型)で、幼稚園教諭以外の従事者の研修はどのようなものとなるのでしょうか。また、この4月1日に事業開始する場合に、それまでに研修が修了できなかった者の取扱いはどうなるのでしょうか。	幼稚園教諭及び保育士以外の従事者は一定の研修を受ける必要がありますが、当該研修は、一般型と同内容となります。 なお、事業開始までに、当該研修の実施体制が整っていない場合には、幼稚園の預かり保育補助からの円滑移行の観点から、経過措置として、その実施体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)、一時預かり事業の担当職員として取り扱って差し支えないこととします。この場合、当該者に対しては、業務を行う上で必要な研修を職場内において適切に実施してください。	
32	幼稚園における3歳未満児の預かり	現在、幼稚園で一時預かり事業によらず、毎日2歳児を預かっています。新制度に移行した場合でもこれを継続することは可能ですか。	例のような場合は、一時預かり事業の対象とすることはできませんが、その園が行う独自事業として行う分には差し支えありません。	
33	第二種社会福祉事業の届出	一時預かり事業(幼稚園型)を行う場合、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業の開始届を届け出る必要はありますか。	一時預かり事業(幼稚園型)は、第二種社会福祉事業に該当しますが、社会福祉法に基づく開始届を届け出る必要はありません。ただし、事業の開始に当たっては、児童福祉法に基づく都道府県知事への届け出が必要となりますのでご注意ください。 詳しくは、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について」(平成27年3月31日付通知)をご参照ください。	追加

【地域子ども・子育て支援事業】

No.	事項	問	答	備考
1	保育短時間認定子どもに係る延長保育	保育短時間認定の子どもに係る延長保育について、例えば延長保育時間がコアタイムの前後にそれぞれ1時間半と分かれた場合、前後それぞれについて延長時間1時間の単価が適用されることになるのでしょうか。保育短時間認定の子どもの延長保育の実施要件として、30分単位の設定は行われのでしょうか。	延長保育の実施要件として、原則として前後それぞれで延長時間を定めることとしていますが、ご指摘の例のように、保育短時間認定子どもに係る延長保育について、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後で合算して算出することとしており、ご指摘の例の場合、3時間の単価を適用する予定です。	
2	延長保育事業	延長保育事業の実施要件である「1日当たり平均対象児童数」については、休日保育を実施している場合は、休日保育分も含めて平均を出す、ということよろしいでしょうか。	休日に係る延長保育も平日同様、通常の開所時間帯の前後に保育を実施する場合は指します。(休日における通常の開所時間は延長保育に含みません。)そのうえで、休日に係る延長保育(通常の開所時間外の利用に限る。)がその週の延長保育の最多利用児童数であれば、休日に係る延長保育を実施した日を平均対象児童数の算定に用いることとなります。	追加
3	延長保育事業	月途中で保育短時間認定から保育標準時間認定に変更になり、延長保育の利用対象となくなった場合などの年額の取扱いはどうなるのでしょうか。	保育短時間認定に係る年額の算定は「在籍児童数(保育短時間認定に限る)×延長時間区分ごとの単価」で計算しますが、在籍児童数は各月初日の短時間認定児童数を平均するため、月途中で保育必要量の認定に変更がある場合には、翌月の月初日の短時間認定児童数に反映することとなります。	追加
4	延長保育事業	幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許と保育士登録の両方が必要ですが、経過措置により、施行後5年間は幼稚園教諭免許だけでも可とされています。この経過措置中の保育教諭等は保育士の資格を持っていませんが、延長保育も担当できますか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る経過措置は、延長保育事業においても、同様の経過措置を講じていますので、延長保育も担当できます。	追加

5	放課後児童クラブの研修カリキュラム	放課後児童クラブの支援員、子育て支援員の研修、補助員の研修、現任研修について、それぞれの研修カリキュラムのうち、重なり合うものは共通して実施が可能でしょうか。	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修は、放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために受講を課しているところであり、現在、都道府県等が実施している放課後児童指導員等の資質の向上のための研修とは性格を異にするものです。また、子育て支援員の専門研修(放課後児童コース)は、放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する補助員として従事するためのものです。従って、各研修は、目的、内容の異なるものですので、共通して実施することは想定していません。	
6	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行しない幼稚園は、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象になりますか。	新制度に移行しない幼稚園は本事業の対象にはなりません。	
7	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業における補助額はどのように算定するのでしょうか。	補足給付事業は、副食材料費(1号)及び給食費以外の実費徴収に分けて補助を行うこととなりますが、その際、平成27年1月23日開催の都道府県等説明会資料3-1「地域子ども・子育て支援事業について」でお示した国が定める基準額と実際に徴収した金額をそれぞれ比較して低い方の額を用いて補助を行うこととなります。	
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	園服などについては、園が保護者から直接費用を徴収するのではなく、園が特定の店で特定の物品の購入を指定する場合があります。この場合でも、実費徴収に係る補足給付を行う事業の対象となるのでしょうか。	おたずねのように、実費徴収相当のものを保護者が園を経由せずに購入する場合についても、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用と同様の費用であると市町村が認めた場合であって、それらについて、重要事項説明を行った上で、同意を得ている場合については、当該事業の対象となる実費徴収額に含めて差し支えありません。	追加
9	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、対象保護者に対する補助は、生活保護制度上では保護費の算定に当たって収入として扱われるのでしょうか。また、実費徴収に係る補足給付を行う事業について、保護者が直接購入した教材等は補足給付の対象とならないのでしょうか(例えば、施設・事業者の指示を受けて、保護者が教材等を当該施設・事業者以外から購入した場合はどうなるのでしょうか)。	本事業に基づく補助については、生活保護制度上では収入認定しない方向で、担当部局と調整しており、今後、事務連絡等によりお示しします。また、補足給付の対象となるものは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第13条第4項の規定に係るものとなり、保護者が直接購入したものは 原則として本事業の対象 となりません。 ただし、実費徴収相当のものを保護者が園を経由せずに購入する場合について、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用と同様の費用であると市町村が認めた場合であって、それらについて、保護者に対して重要事項説明を行った上で、同意を得ている場合については、本事業の対象となる実費徴収額に含めて差し支えありません。	追記

10	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業について、対象となる実費徴収額は、施設の名前で徴収されたものに限られるのでしょうか。例えば、PTAや保護者会の名前で徴収されたものは対象にならないのでしょうか。	PTAや保護者会の運営に要する費用については、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用ではなく、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項の規定による費用に該当しないため、実費徴収に係る補足給付事業の対象となる実費徴収額には含まれません。	
11	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業について、公立施設も補助対象となるのでしょうか。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (特別支援教育)は、公立施設は対象となりません。	修正
12	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	私学助成の幼稚園特別支援教育経費や多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)は、国庫補助上、対象となる子どもの2人以上の受け入れが必要とされていますが、同一施設で認定区分が異なる子どもが2人いる場合は、どのような扱いとなるのでしょうか	私学助成の幼稚園特別支援教育経費については、対象となる子どもが2人以上いる場合のみ補助を受けられます。多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の補助要件は、私学助成の幼稚園特別支援教育経費と異なり、1～3号認定子どもまで含めた園全体の対象子ども数が2人以上としています。なお、実際の補助は本事業の対象となる子どもの分のみとなります。	追加
13	学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもへの支援	学校法人立認定こども園に通園する特別な支援を必要とする2号認定子どもで私学助成の特別支援教育経費の対象となる場合でも、同一市町村内の他施設とのバランスの観点から、保育所等で行われている障害児保育事業の対象とすることは可能でしょうか。	学校法人立認定こども園のうち、旧接続型の幼保連携型認定こども園と、単独型と接続型の幼稚園型認定こども園については、これまでも2号認定となりうる子どもも含めて私学助成の対象となっていたことを踏まえ、2号認定子どもも私学助成の特別支援教育経費の対象となりますが、市町村の判断により、単独事業として、障害児保育事業を行うことも可能です。ただし、その場合には、私学助成の特別支援教育経費と重複のないよう、都道府県と調整が必要となります。 なお、学校法人立認定こども園であっても、旧並列型の幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園の2号認定子どもは障害児保育事業の対象となり、並列型の幼稚園型認定こども園の2号認定子どもと地方裁量型認定こども園は多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)の対象となります。(私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。) (注)ここでいう私学助成の特別支援教育経費の対象となる学校法人立認定こども園には、学校法人化する予定のいわゆる志向園も含まれます。また、設置主体の一本化のために、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡した場合、従前まで学校法人が設置していた幼稚園部分に在籍する2号認定子どもがいたとしても、私学助成の特別支援教育経費の対象にはなりません。	追加

【財政支援・私学助成・就園奨励費】

No.	事項	問	答	備考
1	現行制度に残る施設の私学助成の取扱い	現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成は、新制度施行後にはどうなるのですか。	新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うことになります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。 これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。	
2	新制度に移行する施設の私学助成の取扱い	新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのですか。	私学助成の一般補助は基本的に実施しませんが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施します。また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施します。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施します。 また、就園奨励費補助金(国庫補助)の対象外となります。	
3	一種免許、財務改善、特別支援、教育の質向上(国負担)	私学助成における一種免許状の保有の促進、財務状況の改善の支援、幼稚園特別支援教育経費及び教育の質の向上を図る学校支援経費の支援は今後どうなりますか。	幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園、施設型給付を受けない幼稚園のいずれについても学校法人立については、国庫補助対象とします。社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園については、学校法人立の幼稚園(現行の幼保連携型認定こども園を含む。)から移行したのものも含め、国庫補助対象外とします。 なお、新制度施行後に新設される学校法人立の幼保連携型認定こども園における幼稚園特別支援教育経費については、1号認定子どものみを国庫補助対象とします。 (平成27年2月26日付私学助成課事務連絡「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における私立高等学校等経費助成費補助金(幼稚園特別支援教育経費)について」をご参照ください。)	
4	一般補助の予算額	私学助成の一般補助の予算額をどう見込むのですか。平成29年度に90%の幼稚園が新制度に移行すると考えているのですか。	各年度の予算編成においては、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査の結果などを活用する予定です。少なくとも制度施行当初数年間は、意向調査を毎年度実施することを想定しています。なお、3月にとりまとめられた「量的拡充」と「質の改善」の所要額の試算に当たっては、平成29年度の移行率を90%と仮置きしたところですが、これは、多くの幼稚園が新制度に移行する場合でも必要な財源が確保されるよう、仮置きしたものです。	

5	財政措置	施設型給付を受けない幼稚園数・園児数を確実に見込むことは難しいと思われませんが、国として確実に財政措置できるのですか。	施設型給付を受ける園児数・施設型給付を受けない園児数の実績などをもとに、適切に財政措置を講じることを想定しています。具体的な手法については、今後関係省庁と相談していきます。	
6	新制度との出入り	年度途中において市町村の確認を辞退した幼稚園に対する私学助成・就園奨励費は国の補助の対象となりますか。	年度途中から私学助成の対象とするかどうかは都道府県・市町村間で調整して判断いただきたいと思います。都道府県の私学助成の対象となる場合については、国庫補助の対象となります。市町村が年度途中で確認辞退した園に対して就園奨励事業を実施する場合には、国庫補助の対象とします。	
7	特別支援(地方負担)	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に係る特別支援教育経費支援の地方負担は、現在と同じく特別交付税になるのですか。	引き続き特別交付税によることを想定しており、具体的には、今後、関係省庁と相談していきます。	
8	団体補助の在り方	団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。	今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。	
9	団体補助の実施主体	政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。	団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。	
10	団体補助の加入対象	認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。	退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、学校法人が行う保育所等の職員や一時預かり事業等の専任職員を加入対象とすることが可能です。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定です。	
11	認定こども園が新制度に移行しない場合の財政支援	各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。	いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続しません。なお、詳しくはNo.1、2をご参照ください。	自治体向けFAQ【認定こども園】No.8再掲

12	国・地方の費用負担割合	子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業についての国・都道府県・市町村の費用の負担割合はどうなりますか。指定都市・中核市についても都道府県の費用負担があるのでしょうか。	施設型給付については、私立施設の場合、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。公立施設の場合は、市町村の一般財源によることになるため、給付費の負担割合は市町村10/10となります。 また、教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、当分の間、全国統一費用部分(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)と地方単独費用部分(市町村負担+ 都道府県補助)を組み合わせる施設型給付として一体的に支給する経過措置があります。 地域型保育給付については、公私ともに国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合となり、指定都市、中核市でも他の市町村と同様に1/4となります。 地域子ども・子育て支援事業については、要綱でお示しする予定ですが、補助率は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3を予定しています。(妊婦健診は一般財源)	
13	措置入所に係る費用負担割合	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所については、支援法の給付とならないと思いますが、国・都道府県・市町村の費用負担割合はどうなるのでしょうか。	児童福祉法第24条第5項、第6項に規定する措置入所に係る費用負担割合については、支援法の施設型給付と同様、公立施設は全額設置者負担、私立施設は、国2分の1、都道府県4分の1、市町村(指定都市、中核市を含む。)4分の1となります。	
14	私学助成の幼稚園特別支援教育事業	私学助成の特別支援教育事業について、同一施設の認定こども園内で1号認定子どもから2号認定子どもに認定変更が生じた場合の取扱いはどうなるのでしょうか。受けられる補助メニューも私学助成から多様な主体の参入促進・能力活用事業に切り替わることになるのでしょうか。一度補助を受けたら、一年間は有効となるのでしょうか。あるいは月単位で判定していくのでしょうか。	私学助成は現行同様、各都道府県の定める時点において対象園児の数を確定し、年度を通じて補助を行う枠組みとなります。一方で、子どもの認定区分は随時変更可能であり、また、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は月単位での補助単価となっているため、私学助成との重複が生じないよう、適宜調整をお願いします。	
15	私学助成の子育て支援活動の推進	私学助成の子育て支援活動の推進について、新制度に移行した場合はどうなりますか。	新制度に移行した幼稚園・認定こども園の子育て支援活動については、要件を満たし、かつ、市町村から委託を受ければ地域子育て支援拠点事業として実施することができます。また、従来の私学助成(子育て支援活動の推進)による支援と市町村による地域子育て支援拠点事業との間に差異があることも踏まえ、地域子育て支援拠点事業への円滑な移行が困難な園に対しては、当分の間、私学助成による補助を受けることも可能とします(ただし、現在、都道府県による私学助成の子育て支援活動の推進補助を受けている園に限ります。)	事業者向けFAQ【幼稚園に関すること】Q36再掲
16	地域子育て支援拠点事業と私学助成の子育て支援活動の推進	新制度に移行した幼稚園や認定こども園が地域子育て支援拠点事業を実施する場合、当該事業に係る市町村からの委託費(補助)等のほか、私学助成(子育て支援活動の推進)も合わせて受けることは出来るのでしょうか。	そのような場合は、重複して国庫補助対象となる私学助成(子育て支援活動の推進)を受けることは出来ません。	追加

【教育標準時間認定子どもに係る施設型給付費に係る経過措置等】

No.	事項	問	答	備考
1	経過措置の対象施設	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の経過措置は、保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園の1号給付にも適用されるのですか。	1号給付のいずれについても適用されます。	
2	全国統一費用部分と地方単独費用部分の財政負担	教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれですか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのですか。	全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする観点から、基本的には、1号給付に係る公定価格の総額に対する一定の割合(72.5%)により国庫負担対象額を設定し、利用者負担額を控除した額を国1/2、都道府県1/4により財政負担することになっています。 なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」についてご説明しています。また、上記会議で配布した資料のうち、該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。	
3	地方単独費用部分における負担割合	地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなりますか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなりますか。	本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合としたうえで、適切に地方財政措置を講じる方向で調整しております。 なお、平成27年2月6日開催の「平成26年度第3回都道府県私立学校主幹部課長会議」において、本件に係る「私立幼稚園(1号認定子ども)に係る新制度の財政構造」について説明をしています。 また、上記会議で配布した資料のうち該当の資料については、各都道府県新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局あてに平成27年2月6日付けメールにより送付していますので、そちらをご参照ください。	
4	地方単独補助による私学助成や給付の上乗せ	認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないでしょうか。	各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。 この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。 なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。	

5	私学助成の地方単独補助の方法	<p>私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している全国的な水準よりも高い都道府県において、新制度に移行する私立幼稚園について、引き続き、地方自治体独自の上乗せ分等の私学助成を実施することを検討するよう国から要請がありました。具体的にどのような補助事業とすればよいのでしょうか。例えば、全ての園に対して一律の補助を行えば良いのか、それとも、園の規模等によって変えるのか、施設型給付の額が従来の私学助成の額よりも減る園にのみ補助を行えば良いのでしょうか。</p>	<p>公定価格の仮単価については、現行の私学助成の全国的水準により設定しているため、とりわけ私学助成の水準を高く設定している都道府県に所在する園を中心として減収となる園が出る可能性があります。このため、とりわけ現行の私学助成の一般補助の水準が高い都道府県においては、私立幼稚園が新制度に移行した後も、従前通り特色ある質の高い教育活動を展開できるようにするため、単独の上乗せ助成を実施するか否かについて検討をお願いしたいと考えています。また、園ごとの私学助成の水準のばらつきが大きい都道府県についても減収となる園が出る可能性があり、同様に検討することが考えられます。</p> <p>この上乗せ単独助成の補助事業の内容、配分方法等については、ある特定の要素（教育内容、取組内容、配置状況等）に着目した形での配分、各園の経営実態や新制度施行後の見込み等を踏まえた形での配分などが考えられますが、各地方自治体がそれぞれ自らの財源により独自に実施する事業であり、最終的には、各都道府県が自ら判断し設定する性格のものと考えています。</p> <p>ただし、施設型給付と同様の個人給付とすることは、事務が煩瑣になるなどの課題も多いことから、基本的には、各園への機関補助することを軸に検討していただくのが良いのではないかと考えています。</p>	
---	----------------	---	--	--

【会計基準・外部監査】

No.	事項	問	答	備考
1	個人立施設の会計処理①	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることが基本とされていますが、個人立の施設の会計処理はどのような取扱いとなるのでしょうか。今後、通知等で示されますか。	施設型給付費等に係る会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としており、例えば学校法人が運営する施設や事業は学校法人会計基準を、社会福祉法人が運営する施設や事業は社会福祉法人会計基準を、株式会社が運営する施設や事業は企業会計基準を適用することとしています。 また、いわゆる102条園(宗教法人立や個人立の幼稚園等)において、公的な会計基準が設けられていない施設が施設型給付費を受ける場合については、基本的に学校法人会計基準に準じた会計処理を行ってください。	修正
2	個人立施設の会計処理②	施設型給付費を受ける個人立の幼稚園については、学校法人会計基準に準じた会計処理を行うことが基本とのことですが、事務体制の制約等により、準じた処理が困難な場合はどうすればよいのでしょうか。	必ずしも学校法人会計基準に準じた会計処理を義務づけるものではありませんが、当該基準に準じた会計処理を行っていない場合、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けて監査証明を得ることが困難な場合も考えられますので、可能な限り、当該基準に準じた会計処理を行うことが望まれます。	
3	財団法人、社団法人、NPO法人などの会計基準	財団法人や社団法人、NPO法人などの場合、会計基準はそれぞれの会計基準によって差し支えないでしょうか。	それぞれの会計基準によって頂いて差し支えありません。 なお、これらの者については、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日付児発第295号厚生省児童家庭局長通知)においては、企業会計の会計基準による会計処理を行っている者と同様の取扱いとなります。	
4	私立幼稚園に対する検査等	現行、私学助成を行っている園に対しては、都道府県が私学検査を行っていますが、私立幼稚園が施設型給付に移行した際には市町村が検査を行うこととなるのでしょうか。また、都道府県の私学担当部局は財務書類を徴収することができるのでしょうか。	施設型給付に移行する私立幼稚園については、市町村が確認権者として運営基準を満たしているか確認するために監査等を行うこととなります。同時に、施設型給付に移行しても私立幼稚園としての認可、学校法人としての認可は所轄庁たる都道府県であることには変わりはありませんので、認可に伴う検査、報告徴収などは、引き続き、都道府県が実施することとなります。具体的にどのような運用とするかについては、今後整理します。 なお、私立幼稚園が施設型給付に移行することにより経常費助成費補助を受けなくなる場合、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下、「私学助成法」という。)第14条の所轄庁への財務書類の届出義務の対象外となりますが、所轄庁において指導監督に必要な範囲で引き続き財務書類を徴収することは直接の法令の規定がなくとも可能です。	
5	利用者負担額の取扱い	学校法人で新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園(以下、「新制度園」という。)の利用者負担額(基本負担額)に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	公定価格における利用者負担額(国基準の範囲内で市町村が定める額)に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「基本保育料収入」とします。	修正

6	施設型給付費の取扱い	学校法人立の新制度園における施設型給付費に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	施設型給付費は、施設の運営に標準的に要する費用総額として設定される「公定価格」から「利用者負担額」を控除した額であることから、その性質上、大科目は「補助金収入」として取り扱うことが適当です。(なお、小科目は「施設型給付費収入」とします。)	修正
7	特定負担額の取扱い	学校法人における新制度園の特定負担額に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。費目ごとに処理する必要はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下、「運営基準」という。)第13条第3項に規定する特定教育・保育の質の向上に係る対価として保護者の同意を得て支払いを受ける額(いわゆる特定負担額)に係る会計処理については、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。(なお、小科目には用途を示す費目を付記することも考えられます。例:特定保育料収入(施設整備費)など)	修正
8	入園前に納付する検定料等に係る会計処理①	学校法人における新制度園の検定料や入園料に係る会計処理はどうなるのでしょうか。	検定料については、従来の私学助成を受ける園と同様、大科目は「手数料収入」、小科目は「入学検定料収入」として取り扱うこととなります。 また、新制度移行後に入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、①入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価又は②教育・保育の対価の大きく2つに分けられますが、このうち、①については、その費用の性質上、検定料と同様、大科目は「手数料収入」として取り扱うことが適当と考えます(小科目は「入園受入準備費収入」とします。) なお、②については、特定負担額として一定の要件の下で徴収することが可能であり、用途を示す費目を一括して入園料の名目で徴収することも可能ですが、その場合の会計処理については、上記(No.7)に示すとおり、大科目は「学生生徒納付金収入」、小科目は「特定保育料収入」とすることを基本とします。(なお、小科目に用途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目をを用いることとします。)	修正
9	入園前に納付する検定料等に係る会計処理②	学校法人において新制度園における入園前に徴収する検定料や入園料は、どの年度の収入として処理すればよいのでしょうか。	「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理しますが、入園料として徴収する特定負担額については、教育・保育の対価としての性質上、入園年度の収入として処理します。(なお、入園年度の前年度中に徴収した場合には、いったん「前受金収入」として処理することとなります。)	修正
10	実費徴収の取扱い	学校法人において新制度園における実費徴収に係る会計処理はどうすればよいのでしょうか。	運営基準第13条第4項に規定する特定教育・保育において提供される便宜に要する費用として保護者の同意を得て支払いを受ける額(いわゆる実費徴収額)に係る会計処理については、従来の私学助成を受ける幼稚園における取扱いと同様、徴収の実態等に応じて取り扱うものとします。	修正
11	一時預かり事業(幼稚園型)に係る会計処理	学校法人において一時預かり事業(幼稚園型)に係る経費等はどのように会計処理するのでしょうか。	私学助成における現行の預かり保育については、学校法人会計基準では補助活動収支として計上するQ&Aが出されており(平成14年7月29日日本公認会計士協会「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」参照。)、一時預かり事業(幼稚園型)に係る会計処理においても、私学助成における現行の預かり保育と同様に取り扱うこととします(一時預かり事業は教育活動に付随する事業であるため、教育に関連する科目として計上しないこととなります。)。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。	修正

12	収支予算書における収入計上	学校法人立の新制度園において、収支予算書に施設型給付費と利用者負担額の収入見込額を計上する場合はそれぞれ区分して計上する必要があるのでしょうか。	新制度園における収支予算書の取扱いについては、私学助成を受ける幼稚園における取扱い(私学助成法第14条第2項)に準じて取り扱うこととなりますが、収入見込額の計上に当たっては、学納金収入(利用者負担額)と補助金収入(施設型給付費)は、それぞれ区分して計上する必要があります。ただし、収支予算書提出時点では各入園予定者の基本保育料(利用者負担額)が必ずしも明らかではないため、例えば、公定価格における利用者負担額の割合(H27予算案ベースで約42%)や前年度実績等を用いて見込額を計上し、必要に応じて補正予算で対応することが考えられます。なお、従前の勘定科目により既に収支予算書を作成・提出済みの場合は、後日(例えば、補正予算編成時に)、新たな勘定科目による収支予算書に差し替える等の対応が考えられます。	修正
13	認定こども園の取扱い①	学校法人において幼保連携型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。	新制度における幼保連携型認定こども園は、学校(及び児童福祉施設)としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うことから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、一つの部門として取り扱うこととします。	修正
14	認定こども園の取扱い②	学校法人において幼稚園型認定こども園は、単一の部門として会計処理するのでしょうか。	幼稚園のみで構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(単独型))については、学校として一つの部門として会計処理することになります。また、幼稚園及び保育機能施設により構成する認定こども園(いわゆる幼稚園型認定こども園(並列型及び接続型))についても、子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)において、認定こども園を一つの単位として施設型給付費により財政支援を行うため、施設型給付費を幼稚園と保育機能施設に区分して会計処理することとした場合の事業者の事務負担等も考慮し、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、幼稚園型認定こども園を一つの部門として取り扱うこととします。	修正
15	認定こども園の取扱い③	学校法人において学校等の新設の場合は法人部門に収支を計上することになりますが、新制度への移行の場合は、移行に伴う収支をどの部門に計上すればよいのでしょうか。	幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、新たに認可(みなし認可を含む)を受けることとなるため、従来の学校新設等の会計処理と同様、移行に伴う収支(前受金や施設整備費等の準備経費など)は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、認定こども園部門に適宜振替処理等を行うこととなります。また、幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行する場合や幼稚園型認定こども園のまま新制度に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上することとなります。	修正

16	教育研究経費と管理経費の区分①	学校法人において幼保連携型認定こども園における教育研究経費と管理経費の区分(以下、「教管区分」という。)はどのように取り扱うのでしょうか。	新制度における幼保連携型認定こども園は、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(昭和46年11月27日雑管大118号「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)の別紙1.~7.に該当する経費及び地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業等(新制度移行後も私学助成を受けて預かり保育及び子育て支援活動等を実施する場合の当該事業を含む。)に係る経費)を除き、教育研究経費として取り扱うこととします。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。	修正
17	教育研究経費と管理経費の区分②	学校法人において幼稚園型認定こども園における教管区分は、どのように取り扱うのでしょうか。	幼稚園型認定こども園についても、幼保連携型認定こども園と同様に、教育・保育施設(支援法第7条第4項)として教育・保育を一体的に提供していることから、学校法人会計基準により計算書類を作成する場合、基本的に管理経費に該当する経費等(上記No.16と同じ。)を除き、教育研究経費として取り扱うこととします。なお、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、従来どおり、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができます。	修正
18	外部監査を受けた場合の自治体監査の取扱い	学校法人立の新制度園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけませんか。	新制度園が公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外とする予定です。なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は不正が発覚した場合の監査等は実施しません。	修正
19	大臣所轄法人(大学等を設置する法人)に係る監査報告書の取扱い	学校法人において大臣所轄法人(大学等を設置する学校法人)が私学助成を受ける場合、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書を作成し、所轄庁(文部科学大臣)に提出する必要があるが、当該大臣所轄法人が新制度園を設置している場合、市町村に対して提出する外部監査に係る監査報告書は、文部科学大臣に提出する監査報告書と同じものでよいのでしょうか。また、その場合でも、外部監査費加算は適用されるのでしょうか。	この場合、市町村に提出する監査報告書は、私学助成法第14条第3項に規定する監査報告書で足りるものとします。また、この場合でも、外部監査費加算の対象となります。なお、高等学校等を設置する知事所轄法人が新制度園を設置している場合においても、同様の取扱いとします。	修正

20	監査報告書等の提出範囲	学校法人において外部監査の監査報告書等は、市町村のほか都道府県にも提出する必要があるのでしょうか。	市町村に監査報告書等を提出することは必須ですが、都道府県については、引き続き私学助成(特別補助)を受けている施設のうち、私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士等の監査実施を義務付けられている場合には、都道府県に監査報告書を提出することは必須となります。なお、私学助成を一切受けなくなる施設については、所轄庁の取扱いによります。	修正
21	外部監査の定義	学校法人における外部監査費加算の要件である公認会計士等の監査の定義は何ですか。	私学助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査(学校法人立の場合)及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査をいいます。	修正
22	所轄庁の指定する監査事項	学校法人における新制度園の外部監査に係る監査事項はどうなるのでしょうか。	監査事項については、従来どおり、所轄庁の判断により指定することが基本ですが、新制度においては、都道府県ごとの私学助成とは異なり、国基準を踏まえ教育・保育の標準的な運営に係る費用として公定価格を設定することから、新制度園における外部監査に係る監査事項について、一定の統一的取扱いとすることが適当です。このため、所轄庁における監査事項の指定に当たっては、大臣所轄法人に係る監査事項(平成27年度については「文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(昭和51年7月13日文部省告示第135号)、平成28年度以降については「文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(平成27年文部科学省告示第73号))に準じて取り扱うこととします。	修正

【その他】

No.	事項	問	答	備考
1	給付額の利用者通知	法定代理受領における給付額の利用者への通知は、毎月行わなければならないのでしょうか。例えば1年分をまとめて通知することは認められますか。	利用者への通知の取り扱いについては、お尋ねのように、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。	
2	給付額の利用者通知 (公立施設)	施設型給付費の保護者通知について、私立保育所の場合は委託費であるので保護者への給付額通知は不要と考えて良いのでしょうか。 また、公立保育所では市から保護者へ直接通知が必要でしょうか。	私立保育所における委託費の保護者への通知については、子ども・子育て支援法附則第6条により第27条が適用除外となっているため、お尋ねのとおり、法定代理受領の給付額通知についても適用除外となっています。 また、私立保育所以外の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所からの法定代理受領の給付額の通知は、公立施設であっても必要となります。	
3	法定代理受領	施設型給付について、受給者が法定代理受領を拒み、直接、個人への給付を望んでいる場合はどうすれば良いのでしょうか。	子ども・子育て支援法第27条第5項により、市町村は、当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費(若しくは地域型保育給付費又は特例施設型給付費、特例地域型保育給付費)として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設(若しくは特定地域型保育事業者)に支払うことができるため、その支払方法を決定するのは支払者である市町村となります。 なお、認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、特定教育・保育施設等を利用した場合には、特例給付による償還払いとなりますが、基本的にはその場合を除き、償還払いとなるケースは想定していません。	
4	法定代理受領の概算払い	法定代理受領を行う施設や事業者に対する施設型給付費や地域型保育給付費の支払いについて、毎月ではなく、3か月分をまとめて概算で前払いし、事後精算することは認められますか。	施設型給付費及び地域型保育給付費については、子ども・子育て支援法施行規則第18条で毎月支払うこととされています。ご指摘の例のように、3か月分を前払いの概算払いとしてまとめて支払い、その後、各月単位で精算することも可能です。 ただし 、3か月分をまとめて 後払い とすることは認められません。 また、私立保育所に対する委託費についても同様です。 なお、この取扱いについては、平成27年2月3日付事務連絡「施設型給付費等の支払について」、平成27年4月9日付事務連絡「施設型給付費等の支払について」及び平成27年5月20日付事務連絡「施設型給付等の支払いの円滑な実施について」においてもお示ししていますので、ご参照ください。	修正
5	給付額通知の内容	法定代理受領の給付額通知に記載する金額は、基本分単価だけでなく、加算も含んだ金額になるのでしょうか。	法定代理受領により施設型給付費等の支給を受けた場合において、支給認定保護者へ通知される金額は、給付費の額(公定価格から利用者負担額を引いた金額)であるため、加算額も含めたものとなります。	
6	費用の精算の時期	新制度における給付の精算時期は、現行の保育所運営費と同様、翌年度に精算されることになるのでしょうか。	現行の保育所運営費と同様、翌年度に精算する取扱いとする方向で検討中です。	

7	設置主体が変更になった場合の施設型貸付金の譲渡手続き	日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構の貸付を活用し施設整備を行った既存施設が、新制度移行に際して施設の設置主体が変更となった場合には、移管先法人が返済することになると考えてよいでしょうか。	幼稚園又は保育所を設置する者が、当該幼稚園又は保育所の事業に関し、施設の設置、整備又は経営等について私学事業団又は福祉医療機構から必要な資金の貸付けを受け、事業譲渡の時点でその償還が完了しない場合において、事業譲渡に当たり、当該貸付けに係る債務を承継しようとするときは、一般的な貸付けに係る債務の承継と同様、債権者である私学事業団又は福祉医療機構の同意を得ることが必要であるため、手続等について、事前に私学事業団又は福祉医療機構に相談する必要があります。	
8	保育士確保の取組	国における保育士確保のための取組について教えてください。	「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、平成27年1月に、国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援を強力に進めるための工程表として『「保育士確保プラン」を策定しました(詳しくは、平成27年1月14日付雇児発0114第1号「保育士確保プラン」について』をご参照ください)。 「保育士確保プラン」においては、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど更なる推進を図ることとしていますので、各自自治体におかれても、「保育士確保プラン」に掲げる施策メニューを活用し、保育士確保に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。	
9	へき地保育所の取扱い	へき地保育所に対する現行のような補助はなくなるのでしょうか、認可化が困難な場合はどうするのですか。	地域型保育又は施設型給付の対象となるよう認可化を目指していただくことが基本ですが、それが困難な場合は、特例給付により、へき地保育所が運営を継続できるような運用を認めます。 ※平成26年10月24日子ども・子育て会議資料1「特例給付・特例地域型保育給付について」参照。 また、地域型保育事業に移行できない場合の特例給付の単価の基準については、平成27年3月3日付府政共生第216号「離島その他の地域における特例保育の公定価格に係る協議の実施について」の協議依頼において、個別の算定方式をお示していますので、通知をご確認ください。	
10	使途制限の取扱い	施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、使途制限は設けられるのでしょうか。	新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限は設けないことを基本に検討しています。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、現行制度と同様に使途制限を設けることを基本に検討しています。	
11	使途制限の取扱い	使途制限については、私立保育所に係る委託費を除き、かからなくなる方向であると理解していますが、これまで使途制限がある中で積み立てられてきた資金についても同様に使途制限がかからなくなるものと理解してよいでしょうか。また、社会福祉法人の認定こども園に移行する場合は、現在の運営費の取扱いはどのようになるのでしょうか。	施設型給付費については、私立保育所に係る委託費を除き、使途制限を設けないとする予定ですが、学校法人や社会福祉法人等のそれぞれの法人の種別に応じて課せられる要件等については、施設型給付費等の資金の運用に当たっても同様に課せられるものとなります。 また、私立保育所から認定こども園に移行した場合についても、これまでに積み立ててきた資金の取扱いについては、上記と同様の取扱いとなる予定ですが、なお、これまで積み立ててきた積立金の目的計画が果たされるようお願い致します。	追加

12	特定保育事業	現行の特定保育事業は、新制度ではどのようになるのでしょうか。	特定保育事業の対象となる子どもについては、新制度では保育短時間認定の対象となり、当該子どもを保育する費用については、施設型給付(私立保育所を利用した場合は委託費)として賄われることになります。	
13	障害児を受け入れた場合の加算措置	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助(特別支援教育経費)により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)において対応することとします。これらの施設において、主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算の対象となります。	修正
14	地域子ども・子育て支援事業(訪問型の子育て支援事業)	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業において、訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)は実施できますか。	未就学児がいる家庭に、定期的に約2～3か月間訪問し、友人のように寄り添いながら「傾聴」(相談事などを受け止める)や「協働」(育児や家事を一緒に行う)等を行う取組みである訪問型の子育て支援事業(いわゆる「ホームスタート」事業など)については、地域子ども・子育て支援事業に直接的には位置づけられていませんが、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の要件を満たせば、これらの事業を実施する中で、訪問型の子育て支援事業の要素を盛り込むことは、可能です。 (具体例) ・ 地域子育て支援拠点事業では、実施要件である親子の交流の場の提供・促進、子育てに関する相談援助といった基本事業を実施した上で、任意の取組みとして各家庭への訪問支援の実施を認めることも可能です。(加算措置あり) 【実施自治体例:和光市】 ・ 利用者支援事業は、子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭の場合、身近な場所であっても通うこと自体に困難が伴う場合もあることから、状況に応じて、地域で開催されている交流の場や各家庭に向いて相談支援を実施するアウトリーチ型支援を併用することも可能です。【実施自治体例:豊後高田市】	
15	地方自治体における歳入歳出予算科目の取扱いについて	地方自治法施行規則において、地方自治体における歳入歳出予算科目が定められているところですが、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、本施行規則の改正をする予定があるのでしょうか。	地方自治体における歳入歳出科目に関しては、地方自治法施行規則第15条の別記において規定がありますが、各自治体の行政権能等に基づき、予算科目を変更することが可能となっていることから、本施行規則の改正の予定はありません。なお、どのような歳入歳出科目が想定されるのかなどのモデルケースについては、平成27年1月28日に自治体向けに発出した事務連絡「子ども・子育て支援新制度関係歳入歳出予算の科目について」によりお示ししていますので、同事務連絡をご参照ください。	

16	<p>処遇改善等加算において過去の勤務経験を通算するために必要な書類</p>	<p>処遇改善等加算において、職員が過去に勤務していた施設の勤続年数を通算するためには、どのような書類を用意すればよいでしょうか。</p>	<p>加算を受けようとする施設・事業者は、常勤職員に係る前歴(職歴)の証明に関する書類を所在地市町村に提出する仕組みを基本としているため、あらかじめ職員が過去に勤務していた、勤続年数を通算可能な他の施設等の設置者から書類を入手しておく必要があります。また、公立施設に在職している期間については、辞令の写しで代えることも可能と考えられます。</p>	修正
17	<p>処遇改善等加算の認定手続き</p>	<p>処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。</p>	<p>処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県が定めるスケジュールによることとなります。また、制度施行時において加算の認定がなされていない場合については、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に設定の効果は年度当初に遡及させることも想定されます。</p>	<p>公定価格 FAQ No.96 再掲</p>
18	<p>減価償却費加算の要件</p>	<p>保育所等の減価償却費加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのでしょうか。一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょうか。</p>	<p>減価償却費加算は、以下の要件全てに該当する施設を対象とします。 (ア) 保育所等の用に供する建物が自己所有であること(注1) (イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること (ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2) (エ) 賃借料加算の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えありません。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>よって、注2①～③に全て該当する建物については、(ウ)に該当するもののできるので、(ア)、(イ)、(エ)の要件も全て該当している場合は、加算の対象とすることができます。</p> <p>※詳細は、平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」をご参照ください。</p>	<p>公定価格 FAQ No.46 再掲</p>

19	休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。	日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。	公定価格 FAQ No. 100再掲
20	基本単価と必要な職員配置	保育所や認定こども園(保育認定2号・3号)の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。 また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。	平成27年3月10日付事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項(案)の送付について」の各事業類型の「Ⅱ基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士(常勤)等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することとしています。 また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。 なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。	
21	引っ越し後も同一施設を利用する場合の給付費	A市からB市に転入したが、引き続き、同一施設を利用し続ける場合、それぞれの市からの給付費は日割りとするのでしょうか。	ご指摘については、通常の転出・転入の場合と同様に、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成27年3月31日付通知)第2を踏まえ、日割りとすることが適当です。	追加
22	法令遵守責任者の兼任	同一法人で介護保険の事業も行っている場合、法令遵守責任者は、介護保険の法令遵守責任者と兼任でもよろしいでしょうか。	子ども・子育て支援法における法令遵守責任者は、介護保険法における法令遵守責任者と兼任することも可能です。	追加